

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月20日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	DCニッセイ新興国株式インデックス
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DCニッセイ新興国株式インデックス

（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2020年8月21日（金）～2021年2月19日（金）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください)までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

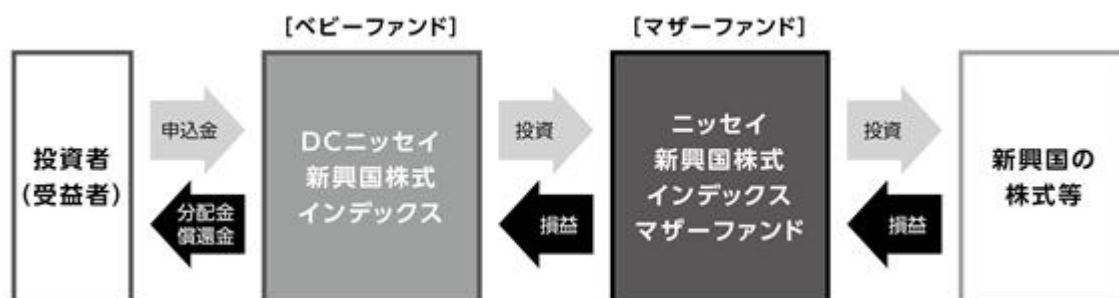
ファンドは、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



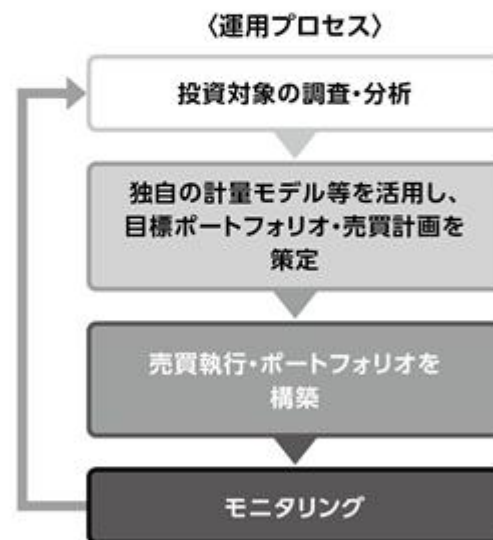
ファンドの特色

新興国の株式等に投資することにより、 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の 動きに連動する投資成果をめざします。

- 当社独自の計量モデル等を活用し、ポートフォリオを構築します。
- 原則として、対円での為替ヘッジ*は行いません。
*為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- 投資対象には、DR(預託証券)*もしくは株式等と同等の投資効果が得られる証券および証書等を含みます。
*DR(預託証券)とは、Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し海外で発行される証券をいい、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

〈基準価額と指数の連動性に関する留意点〉

ファンドはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組めないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額と当該指数の動きは完全に一致するものではありません。



●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)について

同指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、世界の新興国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<MSCI指数にかかる免責条項等>

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc. が独占的に所有しています。MSCI Inc. およびMSCI指数は、MSCI Inc. およびその関係会社のサービスマークであり、ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます)は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc. とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc. により決定、作成および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc. は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの獨創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc. の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc. に問合せることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCI Inc. のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc. の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc. との関係を一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示していません）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特 殊 型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル 日 本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	北 米 欧 州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あ り ()	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し	その他 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス)
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日 々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 （投資信託証券 （株式（一般）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回 エマージング	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他の指数 （MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス）	目論見書または約款において、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

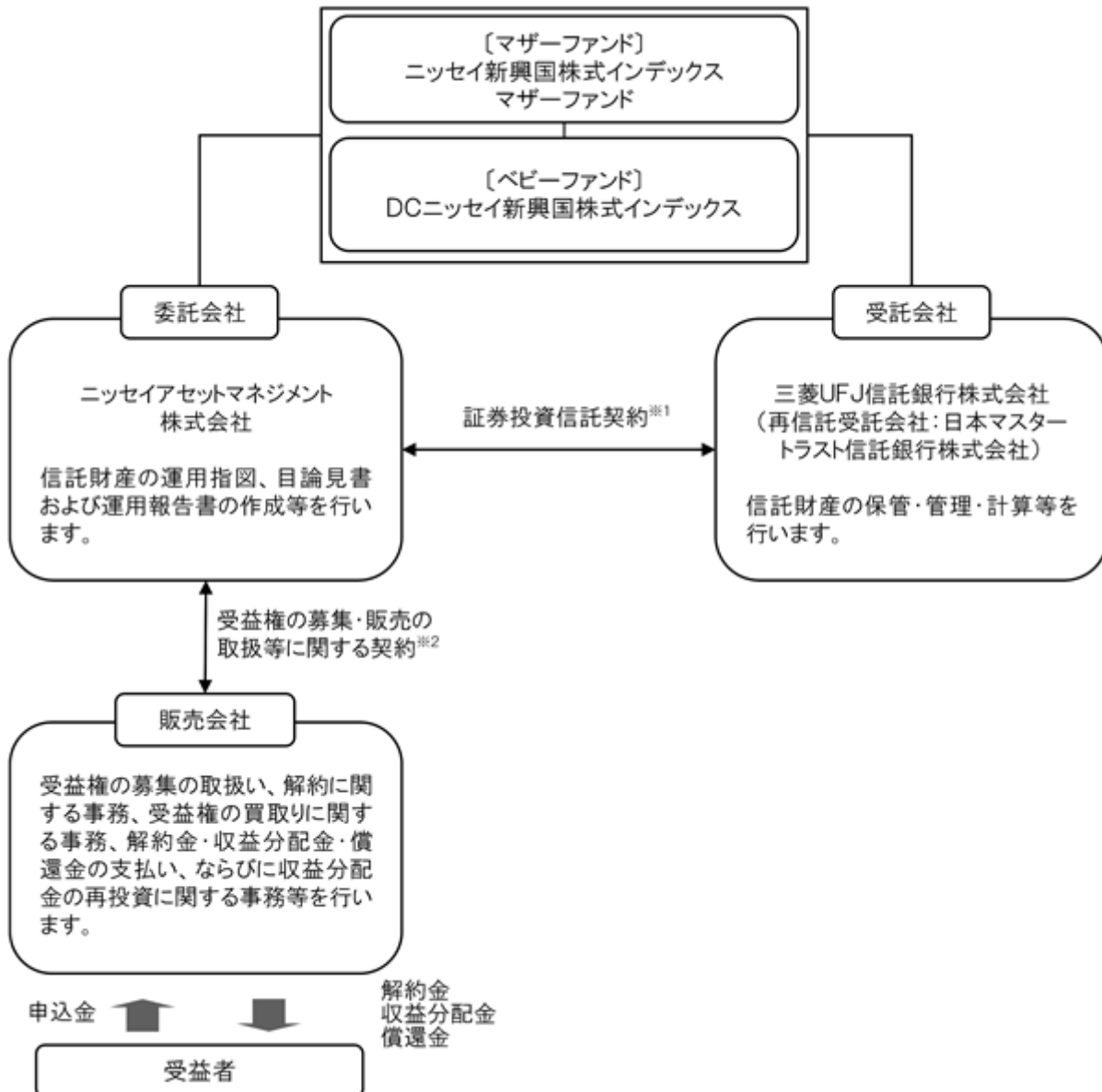
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（2）【ファンドの沿革】

2018年12月19日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2020年5月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 大関 洋
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 1995年4月4日
7. 沿革

1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

- 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
- 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンドを通じて、実質的に新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます)に投資することにより、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。

上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために株価指数先物取引等を活用することがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド

（1）基本方針

マザーファンドは、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

（2）運用方法

a 投資対象

新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます）を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます）に投資することにより、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために株価指数先物取引等を活用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。なお直接、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限り）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

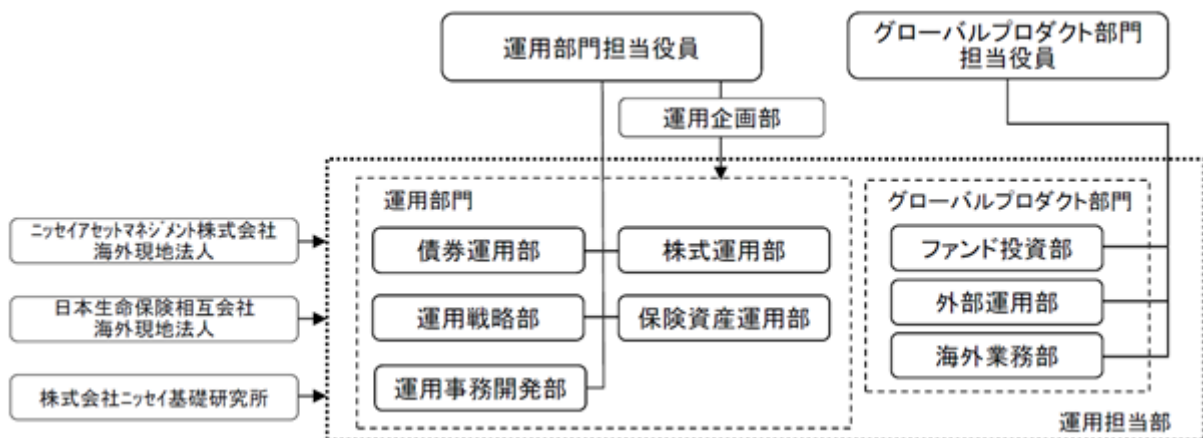
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

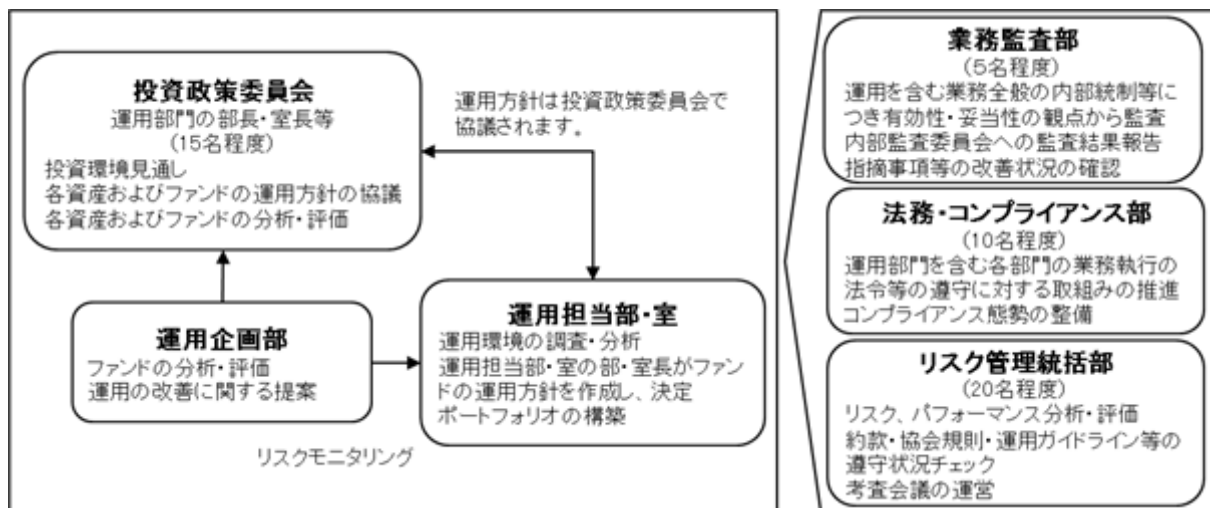
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は11月20日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

1. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

外国為替予約等

1. 外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1.の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。

4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て(一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。また、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することを目標に運用しますので、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・新興国の株式投資に関する留意点

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付を取消することがあります。

金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはMSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや運用管理費用（信託報酬）等の費用を負担することなどから、基準価額と当該指数の動きは完全に一致するものではありません。

また、ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト（上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度）を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの基準価額とMSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）との動きが一致しない要因となる可能性があります。なお、ストックコネクトでは、大きな制度変更が行われる可能性があります。

ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中

国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

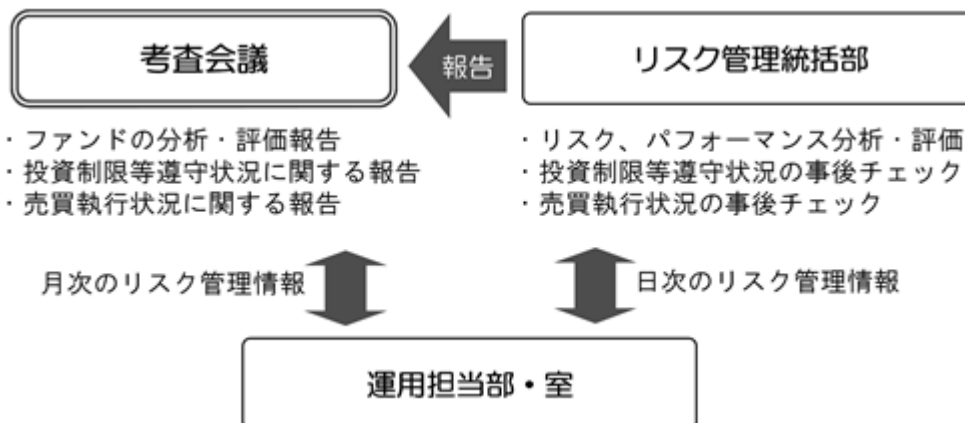
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は2019年11月20日現在、ファンドを1百万円（受益権口数1百万口、ファンド全体の6.7%）保有しています。また、2019年10月末現在、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に35.1%保有しています。

当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

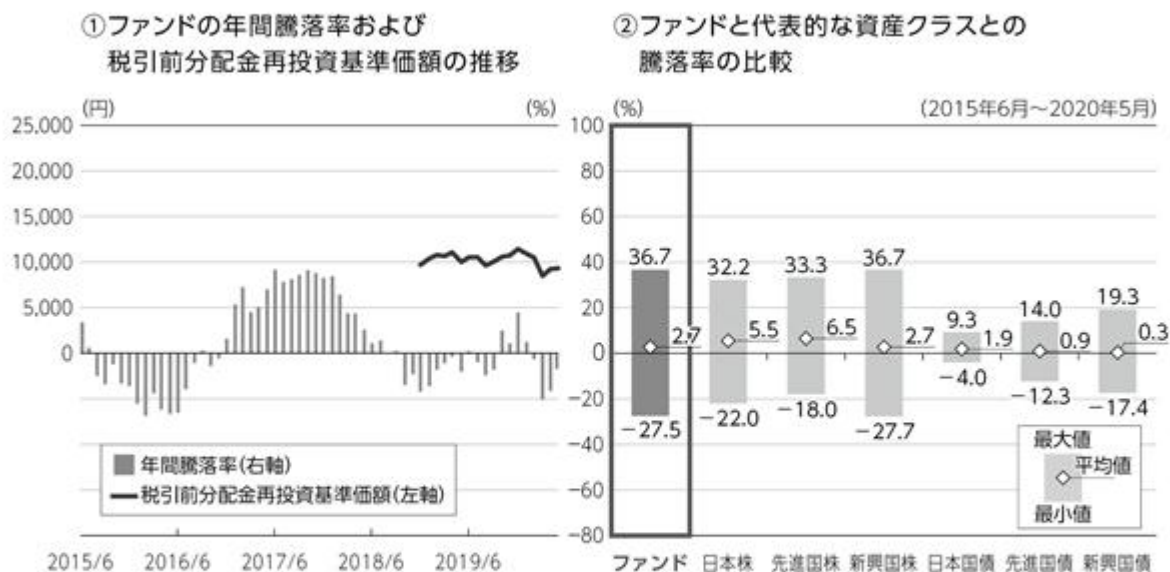
・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、不足するデータに関してはファンドのベンチマーク(MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))を用いて算出しています。したがって、グラフにおけるファンドの騰落率は、すべてがファンドの実績ではありませんのでご注意ください。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❶ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマーシング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.319%（税抜0.29%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.135%	0.135%	0.020%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% (税抜0.004%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% (税抜0.005%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% (税抜0.007%)
10億円以下 の部分	年 0.0110% (税抜0.010%)

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金としてファンドを取得した場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金としてではなくファンドを取得した場合

課税対象

分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。

「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。

法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
 なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

< 少額投資非課税制度について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。
 益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

(2020年5月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	37,679,362	100.00
内 日本	37,679,362	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	330	0.00
純資産総額	37,679,032	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」

(2020年5月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	1,698,659,857	80.01
内 ケイマン諸島	301,115,429	14.18
内 中国	223,352,691	10.52
内 台湾	216,369,481	10.19
内 韓国	214,332,301	10.10
内 インド	143,040,410	6.74
内 香港	123,735,494	5.83
内 ブラジル	91,288,756	4.30
内 南アフリカ	70,041,195	3.30
内 ロシア	60,906,597	2.87
内 タイ	42,659,744	2.01
内 アメリカ	37,959,726	1.79
内 メキシコ	34,545,267	1.63
内 マレーシア	32,409,463	1.53
内 インドネシア	27,897,020	1.31
内 フィリピン	14,547,993	0.69
内 ポーランド	13,658,486	0.64
内 チリ	10,741,722	0.51
内 バミューダ	9,531,358	0.45
内 トルコ	8,269,221	0.39
内 ギリシャ	6,075,400	0.29
内 ハンガリー	4,551,418	0.21
内 コロンビア	4,208,540	0.20
内 イギリス	3,674,873	0.17
内 チェコ	1,895,528	0.09
内 オランダ	1,390,371	0.07
内 ベルギー	461,373	0.02
投資信託受益証券	78,208,172	3.68
内 アメリカ	78,208,172	3.68
投資証券	1,934,532	0.09
内 南アフリカ	1,183,718	0.06
内 メキシコ	750,814	0.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	344,196,004	16.21
純資産総額	2,122,998,565	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	340,298,578	16.03
内 アメリカ	340,298,578	16.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

（2020年5月29日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	46,102,242	0.8581 39,562,683	0.8173 37,679,362	- -	100.00%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」

（2020年5月29日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面 金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	ALIBABA GROUP HOLDING- SP ADR ケイマン諸島	株式 小売	5,567	20,198.42 112,444,631	21,451.15 119,418,606	- -	5.62%
2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 メディア・娯楽	18,300	4,691.55 85,855,538	5,661.73 103,609,732	- -	4.88%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING 台湾	株式 半導体・半導体製造 装置	79,000	1,126.87 89,023,043	1,052.52 83,149,080	- -	3.92%
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	15,263	4,652.04 71,004,127	4,379.75 66,848,276	- -	3.15%
5	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF アメリカ	投資信託受益証券 -	17,200	3,212.62 55,257,086	2,814.06 48,401,833	- -	2.28%
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	311,000	88.97 27,671,538	85.71 26,657,862	- -	1.26%
7	NASPERS LTD-N SHS 南アフリカ	株式 小売	1,423	13,892.77 19,769,414	17,987.63 25,596,399	- -	1.21%
8	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED インド	株式 エネルギー	9,135	2,130.58 19,462,927	2,105.31 19,232,075	- -	0.91%
9	ISHARES MSCI QATAR CP ETF アメリカ	投資信託受益証券 -	11,146	1,885.38 21,014,455	1,718.32 19,152,499	- -	0.90%
10	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	18,000	1,278.78 23,018,129	1,061.05 19,098,990	- -	0.90%
11	CHINA MOBILE LTD/HK 香港	株式 電気通信サービス	19,500	862.18 16,812,640	750.36 14,632,156	- -	0.69%
12	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	207,000	80.44 16,652,322	69.76 14,441,582	- -	0.68%

13	JD.COM INC-ADR ケイマン諸島	株式 小売	2,350	3,516.18 8,263,035	5,486.18 12,892,524	- -	0.61%
14	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導体製造 装置	1,728	7,412.56 12,808,920	7,290.90 12,598,692	- -	0.59%
15	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE インド	株式 銀行	5,241	3,163.09 16,577,785	2,321.89 12,169,030	- -	0.57%
16	LUKOIL PJSC-SPON ADR ロシア	株式 エネルギー	1,398	10,097.66 14,116,540	8,226.04 11,500,010	- -	0.54%
17	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD インド	株式 ソフトウェア・サー ビス	10,914	1,020.90 11,142,125	1,011.58 11,040,405	- -	0.52%
18	ISHARES MSCI UAE CAPPED ETF アメリカ	投資信託受益証券 -	9,704	1,467.58 14,241,492	1,097.88 10,653,840	- -	0.50%
19	PJSC GAZPROM ADR ロシア	株式 エネルギー	17,891	821.95 14,705,661	593.13 10,611,786	- -	0.50%
20	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	39,200	332.22 13,023,180	269.57 10,567,300	- -	0.50%
21	SBERBANK PAO - SPONSORED ADR ロシア	株式 銀行	8,219	1,610.79 13,239,160	1,255.95 10,322,656	- -	0.49%
22	BANK OF CHINA LTD - H 中国	株式 銀行	261,000	44.91 11,722,525	39.52 10,317,199	- -	0.49%
23	VALE SA ブラジル	株式 素材	10,167	953.55 9,694,775	995.28 10,119,096	- -	0.48%
24	BAIDU INC - SPON ADR ケイマン諸島	株式 メディア・娯楽	863	12,440.14 10,735,845	11,432.58 9,866,324	- -	0.46%
25	SAMSUNG ELECTRONICS- PFD 韓国	株式 テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	2,604	3,741.04 9,741,681	3,780.14 9,843,510	- -	0.46%
26	NAVER CORP 韓国	株式 メディア・娯楽	455	14,837.95 6,751,271	20,899.44 9,509,249	- -	0.45%
27	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・半導体製造 装置	5,000	1,507.18 7,535,900	1,646.80 8,234,000	- -	0.39%
28	TATA CONSULTANCY SVCS LTD インド	株式 ソフトウェア・サー ビス	2,825	3,015.58 8,519,024	2,866.14 8,096,870	- -	0.38%
29	AMERICA MOVIL SAB DE CV メキシコ	株式 電気通信サービス	108,100	73.03 7,895,148	72.98 7,889,916	- -	0.37%
30	NETEASE.COM INC -ADR ケイマン諸島	株式 メディア・娯楽	198	31,022.40 6,142,436	39,382.85 7,797,806	- -	0.37%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	10.69
		小売	9.17
		メディア・娯楽	7.32
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.54
		半導体・半導体製造装置	5.77
		素材	5.43
		エネルギー	5.22
		電気通信サービス	3.17
		食品・飲料・タバコ	2.98
		保険	2.92
		資本財	2.61
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.12
		不動産	1.97
		各種金融	1.92
		公益事業	1.84
		ソフトウェア・サービス	1.62
		自動車・自動車部品	1.58
		食品・生活必需品小売り	1.34
		消費者サービス	1.27
		運輸	1.26
		耐久消費財・アパレル	1.11
		家庭用品・パーソナル用品	1.01
		ヘルスケア機器・サービス	0.91
商業・専門サービス	0.26		
	小計		80.01
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	3.68
	小計		3.68
投資証券	外国	投資証券	0.09
	小計		0.09
合 計（対純資産総額比）			83.79

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式（外国）の業種はG I C S分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

【投資不動産物件】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」

(2020年5月29日現在)

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	NYSE LI FFE US	MINI MSC I EM IND EX FUTUR E 202006	買建	69	313,473,122	340,298,578	16.03%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2019年11月20日)	16,063,852	16,063,852	1.0690	1.0690
2019年5月末日	8,067,619	-	1.0007	-
6月末日	14,020,235	-	1.0536	-
7月末日	16,676,455	-	1.0529	-
8月末日	20,302,987	-	0.9633	-
9月末日	20,274,039	-	1.0058	-
10月末日	17,346,941	-	1.0591	-
11月末日	17,470,894	-	1.0738	-
12月末日	20,786,903	-	1.1439	-
2020年1月末日	26,186,168	-	1.0916	-
2月末日	22,671,349	-	1.0508	-
3月末日	22,780,532	-	0.8487	-
4月末日	28,265,752	-	0.9245	-
5月末日	37,679,032	-	0.9324	-

【分配の推移】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
2019年11月21日～ 2020年5月20日	-

【収益率の推移】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

	収益率(%)
第1計算期間	6.9
2019年11月21日～ 2020年5月20日	12.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（又は直近日の基準価額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

(4) 【設定及び解約の実績】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	27,189,929	12,162,519	15,027,410
2019年11月21日～ 2020年5月20日	36,798,302	21,173,885	30,651,827

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

3.運用実績

2020年5月末現在

●基準価額・純資産の推移



基準価額	9,324円
純資産総額	37百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

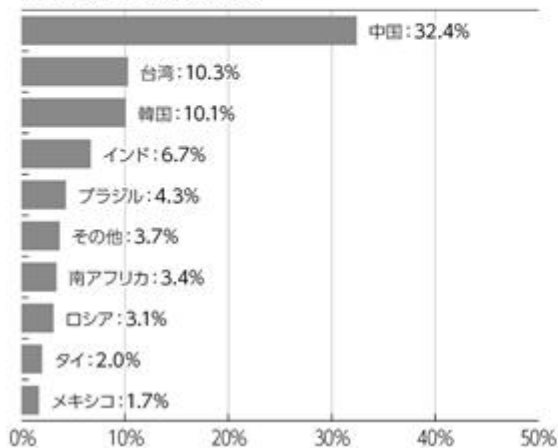
2019年11月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

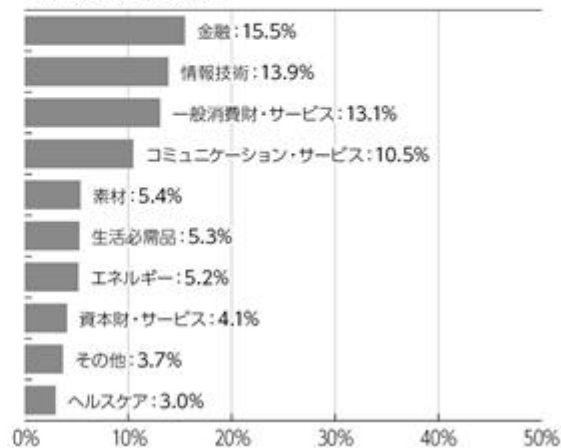
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●主要な資産の状況

国・地域別上位組入比率



業種別上位組入比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

❶ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2020年5月末現在

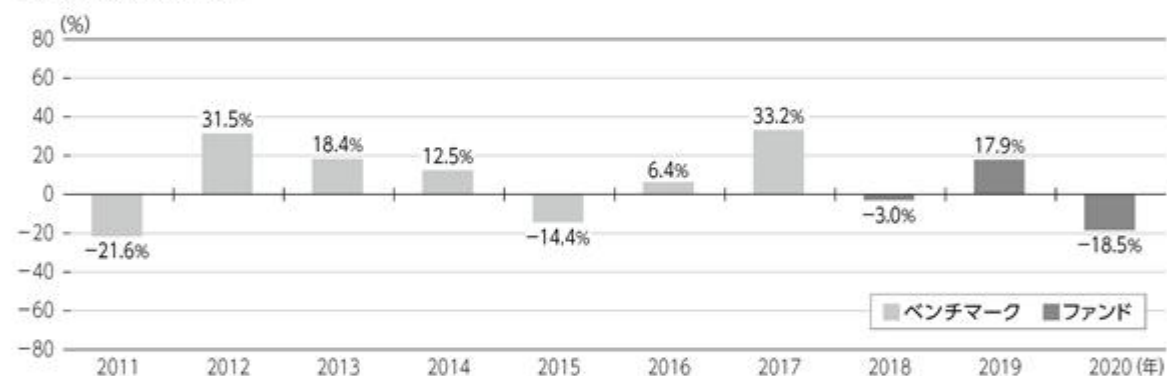
3.運用実績

●組入上位銘柄

	銘柄	業種	比率
1	アリババグループ・ホールディング	一般消費財・サービス	5.6%
2	騰訊控股[テンセント・ホールディングス]	コミュニケーション・サービス	4.9%
3	台湾セミコンダクター(TSMC)	情報技術	3.9%
4	サムスン電子	情報技術	3.1%
5	iシェアーズMSCIサウジアラビアETF	その他	2.3%
6	チャイナ・コンストラクション・バンク(中国建設銀行)	金融	1.3%
7	ナスパーズ	一般消費財・サービス	1.2%
8	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	0.9%
9	iシェアーズMSCIカタールETF	その他	0.9%
10	中国平安保険[ピンアン・インシュアランス]	金融	0.9%

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。
・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
・2018年はファンド設定時から年末まで、2020年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
・2017年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引決済所、香港の銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引決済所、香港の銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場 で評価します。
外国株価指数先物 取引	金融商品取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値 段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

・受益権の口数が10億口を下回っている場合

・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

す。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの第1期計算期間については、設定日である2018年12月19日を期首としております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2018年12月19日から2019年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【DCニッセイ新興国株式インデックス】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (2019年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		551
コール・ローン		22,178
親投資信託受益証券		16,063,995
未収入金		63,278
流動資産合計		16,150,002
資産合計		
		16,150,002
負債の部		
流動負債		
未払解約金		62,279
未払受託者報酬		1,557
未払委託者報酬		21,581
その他未払費用		733
流動負債合計		86,150
負債合計		
		86,150
純資産の部		
元本等		
元本		15,027,410
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		1,036,442
純資産合計		16,063,852
負債純資産合計		16,150,002

（ 2 ）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自2018年12月19日 至2019年11月20日)
営業収益	
有価証券売買等損益	690,384
営業収益合計	690,384
営業費用	
受託者報酬	1,814
委託者報酬	25,464
その他費用	811
営業費用合計	28,089
営業利益又は営業損失（ ）	662,295
経常利益又は経常損失（ ）	662,295
当期純利益又は当期純損失（ ）	662,295
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	44,297
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	658,496
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	658,496
剰余金減少額又は欠損金増加額	328,646
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	328,646
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,036,442

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2019年11月20日現在
1. 受益権総口数	15,027,410口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0690円 (10,690円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自2018年12月19日 至2019年11月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(706,592円)、収益調整金(329,850円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,036,442円(1口当たり0.068970円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自2018年12月19日 至2019年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2019年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2019年11月20日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	722,811
合計	722,811

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第1期 2019年11月20日現在
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	26,189,929円
期中一部解約元本額	12,162,519円

(4) 【附属明細表】(2019年11月20日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ新興国株式インデックス マザー ファンド	17,173,397	16,063,995	
親投資信託受益証券	合計	17,173,397	16,063,995	
合計		17,173,397	16,063,995	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイ新興国株式インデックス）は、「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	2019年11月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	71,199,703
金銭信託	2,081,042
コール・ローン	83,698,699
株式	1,850,663,620
投資信託受益証券	84,830,276
投資証券	5,384,789
派生商品評価勘定	5,466,152
未収入金	1,096,470
未収配当金	1,291,471
差入委託証拠金	69,546,063
流動資産合計	2,175,258,285
資産合計	2,175,258,285
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	409,423
未払金	17,248
未払解約金	14,311,923
その他未払費用	658
流動負債合計	14,739,252
負債合計	14,739,252
純資産の部	
元本等	
元本	2,309,692,542
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,173,509
純資産合計	2,160,519,033
負債純資産合計	2,175,258,285

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	2019年11月20日現在
1. 受益権総口数	2,309,692,542口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	149,173,509円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9354円 (9,354円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年12月19日 至 2019年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年11月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	
株式		149,505,319
投資信託受益証券		5,124,959
投資証券		337,833
合計		144,718,193

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	2019年11月20日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建	36,863,086	-	36,870,106	7,020
アメリカ・ドル	36,859,164	-	36,866,200	7,036
ブラジル・レアル	3,922	-	3,906	16
買 建	74,649,899	-	74,386,870	263,029
アメリカ・ドル	74,649,899	-	74,386,870	263,029
合計	111,512,985	-	111,256,976	270,049

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2019年11月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
先物取引				
買 建	178,059,035	-	183,385,812	5,326,777
合計	178,059,035	-	183,385,812	5,326,777

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年11月20日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	1,882,318,750円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	991,530,209円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	564,156,417円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	787,226,995円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド	1,413,724,632円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式）	49,901,389円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式ノリート）	7,015,043円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式ノリートノ債券）	2,005,205円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド （8資産均等型）	32,645,881円
DCニッセイ新興国株式インデックス	17,173,397円
計	2,309,692,542円

附属明細表（2019年11月20日現在）

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	51JOB INC-ADR	100	75.99	7,599.00	
	58.COM INC-ADR	339	57.20	19,390.80	
	ALIBABA GROUP HOLDING- SP ADR	4,467	185.25	827,511.75	
	AUTOHOME INC-ADR	234	71.05	16,625.70	
	BAIDU INC - SPON ADR	863	115.69	99,840.47	
	BAOZUN INC-SPN ADR	100	43.77	4,377.00	
	BBVA ARGENTINA SA-ADR	1,100	3.28	3,608.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	533	14.86	7,920.38	
	CREDICORP LTD	182	208.19	37,890.58	
	GDS HOLDINGS LTD - ADR	200	45.25	9,050.00	
	GLOBANT SA	100	95.93	9,593.00	
	GRUPO FINANCIERO GALICIA-ADR	300	11.84	3,552.00	
	HUAZHU GROUP LIMITED ADR	400	36.40	14,560.00	
	HUTCHISON CHINA MEDITECH-ADR	200	23.87	4,774.00	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	2,100	0.87	1,843.80	
	IQIYI INC-ADR	400	17.95	7,180.00	
	JD.COM INC-ADR	2,250	32.44	72,990.00	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	1,285	95.54	122,768.90	
	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	1,208	12.13	14,659.08	
	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	870	7.77	6,759.90	
	MOBILE TELESYSTEMS PJSC	1,682	9.48	15,945.36	
	MOMO INC-SPON ADR	466	37.94	17,680.04	
	NETEASE.COM INC -ADR	198	288.50	57,123.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO- SP ADR	433	121.97	52,813.01	
	NIO INC - ADR	2,100	1.83	3,843.00	
	NOAH HOLDINGS LTD-SPON ADS	100	28.29	2,829.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	308	207.00	63,756.00	
	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	449	20.04	8,997.96	
	PAMPA ENERGIA SA-SPON ADR	500	13.33	6,665.00	
	PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	556	12.60	7,005.60	
	PINDUODUO INC-ADR	600	40.72	24,432.00	
	PJSC GAZPROM ADR	16,685	7.76	129,475.60	
PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	2,128	27.60	58,732.80		
POLYUS PJSC-REG S-GDR	149	54.65	8,142.85		
ROSNEFT OJSC-GDR	3,874	7.08	27,443.41		
SBERBANK PAO - SPONSORED ADR	8,219	14.98	123,120.62		

	SEVERSTAL PAO - GDR REG S	791	14.15	11,192.65	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	2,280	1.03	2,362.08	
	SINA CORP	234	32.58	7,623.72	
	SOUTHERN COPPER CORP	234	37.59	8,796.06	
	SURGUTNEFTEGAS PJSC ADR	4,865	7.25	35,295.57	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	1,124	44.38	49,883.12	
	TATNEFT-SPONSORED ADR	822	71.32	58,625.04	
	TELECOM ARGENTINA SA- SP ADR	300	8.97	2,691.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	300	12.11	3,633.00	
	TRANSPORTADOR GAS SUR- SP B	207	6.21	1,285.47	
	TRIP.COM GROUP LTD	1,427	31.61	45,107.47	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	1,415	12.26	17,347.90	
	VTB BANK JSC-GDR-REG S/WI	6,620	1.44	9,546.04	
	WEIBO CORP-SPON ADR	134	41.67	5,583.78	
	X 5 RETAIL GROUP NV- REGS GDR	422	34.13	14,402.86	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	1,091	43.27	47,207.57	
	YY INC-ADR	134	62.39	8,360.26	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	1,100	21.03	23,133.00	
アメリカ・ドル	小計	79,178		2,252,576.20 (244,652,301)	
イギリス・ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	717	11.78	8,446.26	
イギリス・ポンド	小計	717		8,446.26 (1,185,264)	
インド・ルピー	ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	1,512	364.05	550,443.60	
	AMBUJA CEMENTS LTD	1,139	201.40	229,394.60	
	ASHOK LEYLAND LTD	2,247	82.00	184,254.00	
	ASIAN PAINTS LTD	922	1,721.35	1,587,084.70	
	AUROBINDO PHARMA LTD	802	431.20	345,822.40	
	AVENUE SUPERMARTS LTD	275	1,841.65	506,453.75	
	AXIS BANK LTD	6,107	747.80	4,566,814.60	
	BAJAJ AUTO LTD	269	3,161.05	850,322.45	
	BAJAJ FINANCE LTD	564	4,135.75	2,332,563.00	
	BAJAJ FINSERV LTD	119	9,152.80	1,089,183.20	
	BHARAT FORGE LTD	429	454.75	195,087.75	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	2,261	518.95	1,173,345.95	
	BHARTI AIRTEL LTD	7,047	439.35	3,096,099.45	
	BHARTI INFRA TEL LTD	733	250.55	183,653.15	
	BOSCH LTD	15	14,972.75	224,591.25	
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	303	3,120.35	945,466.05	
	CIPLA LIMITED	1,072	472.10	506,091.20	
	COAL INDIA LTD	3,906	199.60	779,637.60	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	611	568.15	347,139.65	
	DABUR INDIA LTD	1,654	453.70	750,419.80	

DIVI'S LABORATORIES LTD	245	1,732.70	424,511.50	
DR. REDDY'S LABORATORIES	348	2,743.00	954,564.00	
EICHER MOTORS LTD	35	21,747.35	761,157.25	
GAIL INDIA LTD	4,264	125.10	533,426.40	
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	289	350.50	101,294.50	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	1,109	703.30	779,959.70	
GRASIM INDUSTRIES LTD	864	786.15	679,233.60	
HAVELLS INDIA LTD	799	665.75	531,934.25	
HCL TECHNOLOGIES LTD	1,718	1,134.65	1,949,328.70	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	2,013	570.70	1,148,819.10	
HERO MOTOCORP LTD	409	2,468.95	1,009,800.55	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	3,542	192.35	681,303.70	
HINDUSTAN PETROLEUM CORP	1,930	290.20	560,086.00	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	2,113	2,037.75	4,305,765.75	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	5,230	2,212.10	11,569,283.00	
ICICI BANK LTD	7,685	493.50	3,792,547.50	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	438	1,340.25	587,029.50	
INDIABULLS HOUSING FINANCE L	666	212.70	141,658.20	
INDIAN OIL CORPORATION LTD	5,990	133.00	796,670.00	
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	11,231	712.85	8,006,018.35	
INTERGLOBE AVIATION LTD	203	1,425.75	289,427.25	
ITC LTD	10,481	249.30	2,612,913.30	
JSW STEEL LTD	2,559	247.90	634,376.10	
LARSEN & TOUBRO LTD	1,529	1,365.75	2,088,231.75	
LIC HOUSING FINANCE LTD	589	422.20	248,675.80	
LUPIN LTD	477	747.70	356,652.90	
MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	2,019	327.85	661,929.15	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	3,115	560.65	1,746,424.75	
MARICO LTD	1,422	357.25	508,009.50	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	330	7,045.45	2,324,998.50	
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	2,044	134.15	274,202.60	
NESTLE INDIA LTD	62	14,117.10	875,260.20	
NTPC LTD	10,161	117.35	1,192,393.35	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	7,934	133.25	1,057,205.50	
PAGE INDUSTRIES LTD	14	23,017.65	322,247.10	
PETRONET LNG LTD	1,873	272.00	509,456.00	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	274	1,298.15	355,693.10	
PIRAMAL ENTERPRISES LTD	268	1,761.35	472,041.80	

	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	5,845	195.45	1,142,405.25	
	REC LTD	1,368	142.95	195,555.60	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	9,134	1,509.75	13,790,056.50	
	SHREE CEMENT LTD	26	20,006.80	520,176.80	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	755	1,126.10	850,205.50	
	STATE BANK OF INDIA	5,790	330.40	1,913,016.00	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	2,759	425.90	1,175,058.10	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	2,825	2,108.80	5,957,360.00	
	TATA MOTORS LTD	4,240	167.75	711,260.00	
	TATA POWER CO LTD	2,139	55.75	119,249.25	
	TATA STEEL LTD	1,159	401.75	465,628.25	
	TECH MAHINDRA LTD	1,520	763.15	1,159,988.00	
	TITAN CO LTD	952	1,163.20	1,107,366.40	
	ULTRATECH CEMENT LTD	302	4,100.15	1,238,245.30	
	UNITED SPIRITS LTD	610	609.65	371,886.50	
	UPL LTD	1,612	551.25	888,615.00	
	VEDANTA LTD	5,757	141.70	815,766.90	
	VODAFONE IDEA LTD	21,362	6.05	129,240.10	
	WIPRO LTD	3,890	250.40	974,056.00	
	YES BANK LTD	5,512	64.15	353,594.80	
	ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	1,659	285.85	474,225.15	
インド・ルピー	小計	207,475		110,641,353.75 (168,174,858)	
インドネシア・ルピア	ADARO ENERGY TBK PT	27,100	1,320.00	35,772,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	64,800	6,650.00	430,920,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	34,700	31,575.00	1,095,652,500.00	
	BANK MANDIRI TBK	60,400	7,150.00	431,860,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	23,200	7,600.00	176,320,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	179,400	4,190.00	751,686,000.00	
	BANK TABUNGAN NEGARA PERSERO	8,300	2,070.00	17,181,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	88,500	1,245.00	110,182,500.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	16,300	1,390.00	22,657,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	22,600	7,150.00	161,590,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	1,100	53,650.00	59,015,000.00	
	HM SAMPOERNA TBK PT	19,900	2,060.00	40,994,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	6,000	7,925.00	47,550,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	3,800	19,975.00	75,905,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAK MUR T	4,600	11,425.00	52,555,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	20,800	7,950.00	165,360,000.00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	4,100	5,200.00	21,320,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	115,200	1,520.00	175,104,000.00	

	PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	4,300	12,200.00	52,460,000.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	45,300	595.00	26,953,500.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	21,500	2,010.00	43,215,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	9,400	12,425.00	116,795,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	11,100	1,310.00	14,541,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	158,100	4,020.00	635,562,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	4,700	42,800.00	201,160,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	5,000	22,450.00	112,250,000.00	
	インドネシア・ルピア 小計	960,200		5,074,560,500.00 (39,074,115)	
オフショア・人民元	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	8,000	3.60	28,800.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	1,000	44.85	44,850.00	
	BANK OF BEIJING CO LTD -A	8,600	5.61	48,246.00	
	BANK OF CHINA LTD-A	4,500	3.63	16,335.00	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	3,700	5.55	20,535.00	
	BANK OF NINGBO CO LTD -A	1,700	29.00	49,300.00	
	BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	4,500	9.21	41,445.00	
	BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	11,000	3.73	41,030.00	
	CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	9,700	4.33	42,001.00	
	CHINA INTERNATIONAL TRAVEL-A	500	86.95	43,475.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-A	3,700	37.52	138,824.00	
	CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	2,700	16.49	44,523.00	
	CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	1,900	18.47	35,093.00	
	CHINA MINSHENG BANKING-A	3,500	6.13	21,455.00	
	CHINA MOLYBDENUM CO LTD-A	11,300	3.46	39,098.00	
	CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	10,600	4.80	50,880.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	600	35.59	21,354.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	8,400	4.90	41,160.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	8,800	5.57	49,016.00	
	CHINA SHIPBUILDING INDUSTR-A	7,800	5.28	41,184.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	4,100	5.02	20,582.00	
	CHINA UNITED NETWORK-A	9,200	5.88	54,096.00	
	CHINA VANKE CO LTD -A	900	26.72	24,048.00	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	4,500	18.07	81,315.00	
	CITIC SECURITIES CO-A	1,000	22.15	22,150.00	

CRRC CORP LTD-A	2,300	6.94	15,962.00	
EAST MONEY INFORMATION CO-A	2,900	14.44	41,876.00	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	200	113.68	22,736.00	
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	2,600	16.08	41,808.00	
GF SECURITIES CO LTD-A	3,700	13.45	49,765.00	
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	800	59.46	47,568.00	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	3,300	16.96	55,968.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	2,900	14.12	40,948.00	
HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	2,200	33.99	74,778.00	
HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	2,800	14.36	40,208.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	2,100	17.22	36,162.00	
HUAXIA BANK CO LTD-A	6,200	7.52	46,624.00	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	500	76.60	38,300.00	
IFLYTEK CO LTD - A	1,200	33.87	40,644.00	
IND & COMM BK OF CHINA-A	5,600	5.85	32,760.00	
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	2,200	19.84	43,648.00	
INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	32,400	1.28	41,472.00	
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	600	29.81	17,886.00	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	500	95.63	47,815.00	
JIANGSU YANGHE BREWERY -A	400	98.00	39,200.00	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	200	1,232.32	246,464.00	
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	1,800	35.42	63,756.00	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	400	85.52	34,208.00	
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	20,500	2.61	53,505.00	
MIDEA GROUP CO LTD-A	300	57.83	17,349.00	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	500	95.68	47,840.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	900	46.46	41,814.00	
PETROCHINA CO LTD-A	6,900	5.54	38,226.00	
PING AN BANK CO LTD-A	1,800	16.41	29,538.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	1,900	88.89	168,891.00	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	2,700	14.50	39,150.00	
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	10,000	4.14	41,400.00	
SAIC MOTOR CORP LTD-A	800	22.82	18,256.00	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	3,000	14.65	43,950.00	

	SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	3,100	12.23	37,913.00	
	SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	11,000	4.76	52,360.00	
	SUNING.COM CO LTD-A	4,400	10.18	44,792.00	
	WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	900	46.13	41,517.00	
	WEICHAJ POWER CO LTD-A	3,400	13.05	44,370.00	
	WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	500	36.60	18,300.00	
	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	700	133.50	93,450.00	
	YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	500	93.99	46,995.00	
	ZTE CORP-A	700	31.89	22,323.00	
オフショア・人民元 小計		284,500		3,163,290.00 (48,841,197)	
コロンビア・ペ ソ	BANCOLOMBIA SA	764	41,960.00	32,057,440.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	1,664	43,960.00	73,149,440.00	
	CEMENTOS ARGOS SA	871	6,810.00	5,931,510.00	
	ECOPETROL SA	12,689	3,100.00	39,335,900.00	
	GRUPO ARGOS SA	540	18,300.00	9,882,000.00	
	GRUPO AVAL ACCIONES SA -PF	7,675	1,385.00	10,629,875.00	
	GRUPO DE INV SURAMERICANA	1,278	33,240.00	42,480,720.00	
	GRUPO DE INV SURAMERICANA-PF	239	28,120.00	6,720,680.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	1,462	19,220.00	28,099,640.00	
コロンビア・ペソ 小計		27,182		248,287,205.00 (7,845,876)	
タイ・パーツ	ADVANCED INFO SERVICE- FOR RG	3,800	227.00	862,600.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-FOR	13,700	81.00	1,109,700.00	
	BANGKOK BANK PCL- FOREIGN REG	1,600	174.00	278,400.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVICE-F	29,600	24.10	713,360.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO-FOREIGN	23,600	10.80	254,880.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD- FOR REG	13,400	11.50	154,100.00	
	BERLI JUCKER PUB CO- FORGN	6,000	46.50	279,000.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	19,500	14.00	273,000.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL- FOREIGN	1,300	132.00	171,600.00	
	CENTRAL PATTANA PUB CO-FOREI	7,200	64.75	466,200.00	
	CHAROEN POKPHAND FOOD- FORGN	10,200	25.50	260,100.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	18,500	76.75	1,419,875.00	
	ELECTRICITY GEN PUB CO-FOR R	1,000	354.00	354,000.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL- FOREIGN	4,200	44.25	185,850.00	

	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	1,500	174.00	261,000.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-FOR	18,400	17.00	312,800.00	
	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	5,100	32.00	163,200.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-F	6,300	64.00	403,200.00	
	IRPC PCL - FOREIGN	70,100	3.40	238,340.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	7,200	149.00	1,072,800.00	
	KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	11,400	16.50	188,100.00	
	LAND & HOUSES PUB CO-FOR REG	21,300	9.95	211,935.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-FOR	7,100	36.75	260,925.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-FOREIG	2,100	60.75	127,575.00	
	PTT EXPLORATION & PROD-FOR	3,700	120.00	444,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOR	7,200	53.00	381,600.00	
	PTT PCL/FOREIGN	36,000	43.75	1,575,000.00	
	RATCH GROUP PCL-FOREIGN	2,300	74.00	170,200.00	
	ROBINSON PCL-FOREIGN	1,000	65.25	65,250.00	
	SIAM CEMENT PUB CO-FOR REG	2,500	386.00	965,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOR REG	2,800	116.00	324,800.00	
	THAI OIL PCL-FRGN	2,400	68.00	163,200.00	
	THAI UNION GROUP PCL-F	9,800	13.50	132,300.00	
	TMB BANK PUBLIC CORP-FOREIGN	27,100	1.40	37,940.00	
	TOTAL ACCESS COMM-FOREIGN	2,200	59.75	131,450.00	
	TRUE CORP PCL-FOREIGN	36,400	4.36	158,704.00	
	タイ・パーツ 小計	437,500		14,571,984.00 (52,167,703)	
チェコ・コルナ	CEZ AS	571	517.00	295,207.00	
	KOMERCNI BANKA AS	188	787.00	147,956.00	
	MONETA MONEY BANK AS	1,124	79.60	89,470.40	
チェコ・コルナ	小計	1,883		532,633.40 (2,508,703)	
チリ・ペソ	AGUAS ANDINAS SA-A	4,650	343.50	1,597,275.00	
	BANCO DE CHILE	178,957	91.50	16,374,565.50	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	154	39,479.00	6,079,766.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	219,753	47.38	10,411,897.14	
	CENCOSUD SA	4,383	1,032.50	4,525,447.50	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	273	7,269.00	1,984,437.00	
	COLBUN SA	13,714	121.40	1,664,879.60	
	EMBOTELLADORA ANDINA-PREF B	470	2,115.00	994,050.00	
	EMPRESA NACIONAL DE TELECOM	269	5,668.00	1,524,692.00	
	EMPRESAS CMPC SA	3,736	1,850.00	6,911,600.00	
	EMPRESAS COPEC SA	1,242	7,030.00	8,731,260.00	
	ENEL CHILE SA	90,486	61.25	5,542,267.50	

	ENERSIS SA	136,473	151.00	20,607,423.00	
	ITAU CORPBANCA	1,000,818	4.37	4,375,576.29	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	950	8,699.00	8,264,050.00	
	S.A.C.I. FALABELLA	2,406	3,725.00	8,962,350.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	314	18,899.00	5,934,286.00	
チリ・ペソ 小計		1,659,048		114,485,822.53 (15,787,594)	
トルコ・リラ	AKBANK T.A.S.	9,369	7.77	72,797.13	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	403	22.08	8,898.24	
	ARCELIK AS	433	20.10	8,703.30	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	1,050	19.42	20,391.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	1,292	45.78	59,147.76	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	8,135	7.62	61,988.70	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	157	66.35	10,416.95	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	6,512	9.20	59,910.40	
	KOC HOLDING AS	2,509	20.84	52,287.56	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	294	28.48	8,373.12	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	396	127.50	50,490.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	997	14.12	14,077.64	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	1,339	4.74	6,346.86	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	3,509	13.46	47,231.14	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	7,135	10.25	73,133.75	
TURKIYE IS BANKASI-C	3,028	6.41	19,409.48		
トルコ・リラ 小計		46,558		573,603.03 (10,915,666)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	968	3,002.00	2,905,936.00	
	OTP BANK RT	665	13,950.00	9,276,750.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	639	5,850.00	3,738,150.00	
ハンガリー・フォリント 小計		2,272		15,920,836.00 (5,755,382)	
フィリピン・ペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	6,310	51.20	323,072.00	
	ABOITIZ POWER CORP	2,800	36.50	102,200.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	7,500	11.40	85,500.00	
	AYALA CORPORATION	1,175	827.00	971,725.00	
	AYALA LAND INC	23,900	45.00	1,075,500.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	4,840	94.00	454,960.00	
	BDO UNIBANK INC	6,370	157.40	1,002,638.00	
	DMCI HOLDINGS INC	7,100	7.62	54,102.00	
	GLOBE TELECOM INC	65	1,929.00	125,385.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	190	900.00	171,000.00	

	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	2,800	122.10	341,880.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	9,150	78.00	713,700.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	1,380	204.40	282,072.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	1,370	330.20	452,374.00	
	MEGAWORLD CORP	22,900	4.76	109,004.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	28,100	4.65	130,665.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	5,537	67.90	375,962.30	
	PLDT INC	265	1,112.00	294,680.00	
	ROBINSONS LAND CO	3,400	26.00	88,400.00	
	SECURITY BANK CORP	450	203.80	91,710.00	
	SM INVESTMENTS CORP	735	1,069.00	785,715.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	32,900	39.80	1,309,420.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	2,810	152.40	428,244.00	
	フィリピン・ペソ 小計	172,047		9,769,908.30 (20,809,905)	
ブラジル・リアル	AMBEV SA	15,100	17.67	266,817.00	
	ATACADA0 SA	1,900	18.42	34,998.00	
	B2W CIA DIGITAL	600	53.96	32,376.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	3,948	31.10	122,782.80	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	13,008	33.07	430,174.56	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	600	68.79	41,274.00	
	BANCO DO BRASIL SA	2,800	45.79	128,212.00	
	BANCO SANTANDER BRASIL SA/BRAZIL	1,300	45.48	59,124.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	2,200	34.03	74,866.00	
	BM&FBOVESPA SA	6,700	47.94	321,198.00	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	2,700	15.50	41,850.00	
	BRASKEM SA-PREF A	500	28.06	14,030.00	
	BRF SA	1,600	33.56	53,696.00	
	CCR SA	3,800	17.00	64,600.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	700	35.80	25,060.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-RTS	143	0.40	57.20	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-RTS	143	0.19	27.17	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	700	34.90	24,430.00	
	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	500	79.47	39,735.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	2,900	12.55	36,395.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	1,000	51.61	51,610.00	
	CIELO SA	3,900	7.65	29,835.00	
	COGNA EDUCACAO	4,200	10.26	43,092.00	
	COSAN SA	800	60.35	48,280.00	
	EMBRAER SA	2,000	17.40	34,800.00	
ENERGISA SA-UNITS	600	47.52	28,512.00		
ENGIE BRASIL ENERGIA SA	675	44.70	30,172.50		

	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	500	102.63	51,315.00	
	GERDAU SA-PREF	3,100	15.30	47,430.00	
	HYPERA S.A	1,100	33.71	37,081.00	
	IRB BRASIL RESSEGUROS SA	2,400	36.80	88,320.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	15,650	35.13	549,784.50	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAUI-PR	13,730	13.42	184,256.60	
	JBS SA	3,500	26.50	92,750.00	
	KLABIN SA - UNIT	1,900	17.61	33,459.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	1,900	41.02	77,938.00	
	LOJAS AMERICANAS SA- PREF	2,300	19.97	45,931.00	
	LOJAS RENNER S.A.	2,420	50.58	122,403.60	
	M DIAS BRANCO SA	200	33.56	6,712.00	
	MAGAZINE LUIZA SA	1,600	44.52	71,232.00	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	600	28.71	17,226.00	
	NATURA COSMETICOS SA	1,200	31.18	37,416.00	
	NOTRE DAME INTERMED PAR SA	900	57.00	51,300.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	9,500	31.25	296,875.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	13,200	28.78	379,896.00	
	PETROBRAS DISTRIBUIDORA SA	2,600	27.68	71,968.00	
	PORTO SEGURO SA	200	58.55	11,710.00	
	RAIA DROGASIL SA	800	111.80	89,440.00	
	RUMO SA	3,400	23.80	80,920.00	
	SUL AMERICA SA - UNITS	700	51.50	36,050.00	
	SUZANO S.A.	1,522	37.92	57,714.24	
	TELEF BRASIL	1,400	55.78	78,092.00	
	TIM PARTICIPACOES SA	3,500	13.34	46,690.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	2,200	20.66	45,452.00	
	VALE SA	10,167	48.17	489,744.39	
	WEG SA	2,260	29.20	65,992.00	
	ブラジル・リアル 小計	179,466		5,343,102.56 (138,172,632)	
ポーランド・ズ ロチ	ALIOR BANK SA	185	30.78	5,694.30	
	BANK MILLENNIUM SA	4,739	5.93	28,102.27	
	BANK PEKAO SA	472	103.60	48,899.20	
	CCC SA	57	113.00	6,441.00	
	CD PROJEKT SA	218	265.50	57,879.00	
	CYFROWY POLSAT SA	430	28.70	12,341.00	
	DINO POLSKA SA	96	141.50	13,584.00	
	GRUPA LOTOS SA	296	88.62	26,231.52	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA S	101	20.56	2,076.56	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	426	94.50	40,257.00	
	LPP SA	4	8,560.00	34,240.00	
	MBANK SA	110	381.40	41,954.00	
	ORANGE POLSKA SA	1,329	6.68	8,884.36	
	PGE SA	1,780	8.69	15,475.32	
	PKO BANK POLSKI SA	2,716	37.72	102,447.52	

	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	855	97.24	83,140.20	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	5,402	4.75	25,691.91	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	1,940	38.90	75,466.00	
	SANTANDER BANK POLSKA S.A.	113	296.80	33,538.40	
	ポーランド・ズロチ 小計	21,269		662,343.56 (18,552,243)	
マレーシア・リンギット	AIRASIA GROUP BERHAD	2,500	1.86	4,650.00	
	ALLIANCE BANK MALAYSIA BHD	2,000	2.85	5,700.00	
	AMBANK HOLDINGS BHD	9,700	4.18	40,546.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	8,700	4.36	37,932.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	300	16.40	4,920.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	15,500	5.38	83,390.00	
	DIALOG GROUP BHD	9,900	3.45	34,155.00	
	DIGI.COM BHD	9,600	4.63	44,448.00	
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	300	34.84	10,452.00	
	GAMUDA BHD	3,100	3.80	11,780.00	
	GENTING BHD	6,700	6.13	41,071.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	5,900	3.25	19,175.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	500	10.22	5,110.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED	1,100	9.95	10,945.00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	4,700	5.37	25,239.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	2,200	17.00	37,400.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	1,900	16.78	31,882.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	6,300	5.45	34,335.00	
	IJM CORP BHD	5,200	2.11	10,972.00	
	IOI CORPORATION BHD	4,400	4.43	19,492.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	1,100	22.50	24,750.00	
	MALAYAN BANKING BHD	12,200	8.65	105,530.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	4,900	8.30	40,670.00	
	MAXIS BHD	6,200	5.34	33,108.00	
	MISC BHD	2,400	8.30	19,920.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	200	144.20	28,840.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	7,800	7.36	57,408.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	1,600	24.22	38,752.00	
	PETRONAS GAS BHD	2,200	16.70	36,740.00	
	PPB GROUP BERHAD	1,880	18.16	34,140.80	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	7,000	4.75	33,250.00	
	PUBLIC BANK BHD	9,900	20.00	198,000.00	
	QL RESOURCES BHD	2,000	7.40	14,800.00	
	RHB BANK BHD	8,700	5.80	50,460.00	
	SIME DARBY BERHAD	4,800	2.35	11,280.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	7,700	5.14	39,578.00	

	SIME DARBY PROPERTY BHD	4,800	0.82	3,936.00	
	SP SETIA BHD	2,300	1.40	3,220.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	2,200	3.79	8,338.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	9,700	13.76	133,472.00	
	TOP GLOVE CORP BHD	3,000	4.59	13,770.00	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	1,800	4.30	7,740.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	8,340	0.89	7,464.30	
マレーシア・リンギット 小計		213,220		1,458,761.10 (38,073,665)	
メキシコ・ペソ	ALFA S.A.B.-A	9,600	15.67	150,432.00	
	ALSEA SAB DE CV	1,100	53.65	59,015.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	108,100	15.09	1,631,229.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	2,200	106.23	233,706.00	
	CEMEX SAB-CPO	47,800	7.11	339,858.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	1,600	112.12	179,392.00	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	300	98.46	29,538.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	6,000	179.52	1,077,120.00	
	GRUMA S.A.B.-B	995	203.64	202,621.80	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	645	338.75	218,493.75	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	900	206.10	185,490.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	5,300	34.62	183,486.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	900	69.14	62,226.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	8,100	105.85	857,385.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	7,500	24.14	181,050.00	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	10,700	53.53	572,771.00	
	GRUPO TELEVISIA SAB-SER CPO	6,900	43.35	299,115.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	360	231.82	83,455.20	
	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA NOVA SAB DE CV	1,800	82.88	149,184.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	4,900	38.24	187,376.00	
MEGACABLE HOLDINGS-CPO	800	75.93	60,744.00		
ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	3,300	43.70	144,210.00		
PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	1,130	183.91	207,818.30		
WALMART DE MEXICO-SER V	16,800	54.93	922,824.00		
メキシコ・ペソ 小計		247,730		8,218,540.05 (46,106,010)	
ユーロ	FF GROUP	129	4.80	619.20	
	HELLENIC TELECOMMUNICATIONS ORGANIZATION	1,282	13.50	17,307.00	

	JUMBO SA	592	18.58	10,999.36	
	MOTOR OIL (HELLAS) SA	250	21.84	5,460.00	
	OPAP SA	1,339	9.81	13,142.28	
	TITAN CEMENT INTERNATIONAL T	360	18.56	6,681.60	
ユーロ 小計		3,952		54,209.44 (6,522,479)	
韓国・ウォン	AMOREPACIFIC CORP	105	182,000.00	19,110,000.00	
	AMOREPACIFIC CORP-PREF	17	88,600.00	1,506,200.00	
	AMOREPACIFIC GROUP	60	78,600.00	4,716,000.00	
	BGF RETAIL CO LTD/NEW	15	180,000.00	2,700,000.00	
	BNK FINANCIAL GROUP INC	1,573	7,130.00	11,215,490.00	
	CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	153	51,200.00	7,833,600.00	
	CELLTRION INC	277	183,500.00	50,829,500.00	
	CELLTRION PHARM INC	34	38,700.00	1,315,800.00	
	CHEIL WORLDWIDE INC	132	24,100.00	3,181,200.00	
	CJ CHEILJEDANG CORP	26	249,500.00	6,487,000.00	
	CJ CORP	130	92,500.00	12,025,000.00	
	CJ ENM CO LTD	28	150,700.00	4,219,600.00	
	CJ LOGISTICS	16	160,000.00	2,560,000.00	
	DAELIM INDUSTRIAL CO LTD	89	93,800.00	8,348,200.00	
	DAEWOO ENGINEERING & CONSTR	241	4,680.00	1,127,880.00	
	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	114	27,350.00	3,117,900.00	
	DAUM COMMUNICATIONS CORP	158	156,500.00	24,727,000.00	
	DB INSURANCE CO LTD	161	54,900.00	8,838,900.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	272	32,450.00	8,826,400.00	
	E-MART CO LTD	63	132,000.00	8,316,000.00	
	FILA KOREA LTD	150	57,800.00	8,670,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCT	188	32,200.00	6,053,600.00	
	GS HOLDINGS CORP	318	50,100.00	15,931,800.00	
	GS RETAIL CO LTD	52	40,000.00	2,080,000.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	969	36,400.00	35,271,600.00	
	HANKOOK TIRE AND TECHNOLOGY CO LTD	401	34,650.00	13,894,650.00	
	HANMI PHARM CO LTD	21	329,500.00	6,919,500.00	
	HANMI SCIENCE CO LTD	25	39,550.00	988,750.00	
	HANON SYSTEMS	960	11,000.00	10,560,000.00	
	HANWHA CHEMICAL CORP	221	18,750.00	4,143,750.00	
	HANWHA CORPORATION	430	25,950.00	11,158,500.00	
	HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	521	2,280.00	1,187,880.00	
	HDC HYUNDAI DEVELOPMENT CO-E	67	29,200.00	1,956,400.00	
	HELIXMITH CO LTD	53	100,200.00	5,310,600.00	
	HLB INC	69	136,300.00	9,404,700.00	
	HOTEL SHILLA CO LTD	99	81,700.00	8,088,300.00	
	HYUNDAI DEPT STORE CO	26	79,400.00	2,064,400.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	207	44,400.00	9,190,800.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	59	151,500.00	8,938,500.00	

HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	31	340,000.00	10,540,000.00	
HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO	123	27,850.00	3,425,550.00	
HYUNDAI MOBIS	218	257,000.00	56,026,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	476	125,000.00	59,500,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	167	82,000.00	13,694,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	45	74,900.00	3,370,500.00	
HYUNDAI STEEL CO	260	31,950.00	8,307,000.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	787	12,100.00	9,522,700.00	
KANGWON LAND INC	358	31,450.00	11,259,100.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	1,388	44,900.00	62,321,200.00	
KCC CORP	11	220,500.00	2,425,500.00	
KIA MOTORS CORPORATION	812	43,500.00	35,322,000.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	144	37,600.00	5,414,400.00	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	790	28,100.00	22,199,000.00	
KOREA GAS CORPORATION	54	40,250.00	2,173,500.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	139	71,400.00	9,924,600.00	
KOREA SHIPBUILDING AND OFFSHORE ENGINEERING CO LTD	101	116,000.00	11,716,000.00	
KOREA ZINC CO LTD	26	424,000.00	11,024,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	87	26,300.00	2,288,100.00	
KT&G CORP	371	98,900.00	36,691,900.00	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	35	74,100.00	2,593,500.00	
LG CHEM LTD	147	317,500.00	46,672,500.00	
LG CHEM LTD-PREFERENCE	15	175,500.00	2,632,500.00	
LG CORP	307	73,900.00	22,687,300.00	
LG DISPLAY CO LTD	707	14,500.00	10,251,500.00	
LG ELECTRONICS INC	323	71,900.00	23,223,700.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	36	1,215,000.00	43,740,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH-PREF	4	749,000.00	2,996,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	28	119,500.00	3,346,000.00	
LG INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	926	12,550.00	11,621,300.00	
LG UPLUS CORP	341	14,000.00	4,774,000.00	
LOTTE CHEMICAL CORP	45	223,000.00	10,035,000.00	
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	57	36,700.00	2,091,900.00	
LOTTE SHOPPING CO	22	133,500.00	2,937,000.00	
MEDY-TOX INC	8	296,000.00	2,368,000.00	
MERITZ SECURITIES CO LTD	1,040	4,340.00	4,513,600.00	
MIRAE ASSET DAEWOO CO LTD	1,312	7,360.00	9,656,320.00	
NAVER CORP	427	170,500.00	72,803,500.00	
NCSOFT CORPORATION	56	561,000.00	31,416,000.00	
NETMARBLE CORPORATION	58	87,800.00	5,092,400.00	

OCI CO LTD	32	64,300.00	2,057,600.00	
ORANGE LIFE INSURANCE, LTD.	65	28,700.00	1,865,500.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	43	108,500.00	4,665,500.00	
OTTOGI CORPORATION	2	564,000.00	1,128,000.00	
PEARL ABYSS CORP	13	187,500.00	2,437,500.00	
POSCO	252	225,500.00	56,826,000.00	
POSCO CHEMICAL CO LTD	74	48,250.00	3,570,500.00	
POSCO INTERNATIONAL CORPORATION	69	19,300.00	1,331,700.00	
S-1 CORPORATION	32	96,200.00	3,078,400.00	
S-OIL CORPORATION	136	96,100.00	13,069,600.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	53	399,000.00	21,147,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	268	103,000.00	27,604,000.00	
SAMSUNG CARD CO	58	37,050.00	2,148,900.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	172	111,500.00	19,178,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	15,081	53,500.00	806,833,500.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	2,604	43,050.00	112,102,200.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	349	18,750.00	6,543,750.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD	89	233,500.00	20,781,500.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	1,171	6,870.00	8,044,770.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO., LTD	225	73,500.00	16,537,500.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	177	242,500.00	42,922,500.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	113	201,500.00	22,769,500.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	372	35,700.00	13,280,400.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	1,435	43,750.00	62,781,250.00	
SHINSEGAE CO LTD	14	267,500.00	3,745,000.00	
SILLAJEN INC	181	18,850.00	3,411,850.00	
SK HOLDINGS CO LTD	112	272,500.00	30,520,000.00	
SK HYNIX INC	1,728	85,300.00	147,398,400.00	
SK INNOVATION CO LTD	174	158,500.00	27,579,000.00	
SK TELECOM CO LTD	62	245,500.00	15,221,000.00	
STX PAN OCEAN CO LTD	417	4,345.00	1,811,865.00	
WOONGJIN COWAY CO LTD	158	91,200.00	14,409,600.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	1,534	12,200.00	18,714,800.00	
YUHAN CORP	28	217,000.00	6,076,000.00	
韓国・ウォン 小計	48,075		2,587,005,055.00 (240,332,770)	
香港・ドル				
3SBIO INC	4,000	12.42	49,680.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	2,000	56.50	113,000.00	
AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	4,000	11.20	44,800.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	90,000	3.26	293,400.00	
AIR CHINA LIMITED-H	10,000	7.22	72,200.00	

ALIBABA HEALTH INFORMATION T	10,000	8.16	81,600.00	
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	40,000	1.31	52,400.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	24,000	2.34	56,160.00	
ANGANG STEEL CO LTD-H	2,600	2.62	6,812.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	4,000	49.35	197,400.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	4,000	76.90	307,600.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	4,000	3.53	14,120.00	
BAIC MOTOR CORP LTD-H	4,000	4.75	19,000.00	
BANK OF CHINA LTD - H	256,000	3.25	832,000.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	29,000	5.28	153,120.00	
BBMG CORPORATION - H	27,000	2.14	57,780.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	4,000	7.71	30,840.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	1,500	35.65	53,475.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	16,000	3.91	62,560.00	
BOC AVIATION LTD	500	77.30	38,650.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	16,000	3.85	61,600.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	8,000	8.49	67,920.00	
BYD CO LTD	2,000	38.00	76,000.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	1,000	15.36	15,360.00	
CGN POWER CO LTD-H	34,000	2.00	68,000.00	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	23,000	3.07	70,610.00	
CHINA AOYUAN GROUP LTD	4,000	11.04	44,160.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	28,000	1.66	46,480.00	
CHINA CITIC BANK	29,000	4.54	131,660.00	
CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	14,000	6.05	84,700.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	8,000	5.32	42,560.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	6,000	30.75	184,500.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	305,000	6.42	1,958,100.00	
CHINA COSCO HOLDINGS-H	5,500	2.97	16,335.00	
CHINA EASTERN AIRLINES CO-H	4,000	4.01	16,040.00	
CHINA EDUCATION GROUP HOLDIN	2,000	10.64	21,280.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	12,000	3.60	43,200.00	
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	9,000	6.02	54,180.00	
CHINA EVERBRIGHT LTD	8,000	13.10	104,800.00	
CHINA EVERGRANDE GROUP	6,000	19.88	119,280.00	
CHINA FIRST CAPITAL GROUP LT	8,000	2.13	17,040.00	

CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	11,500	4.17	47,955.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	5,200	33.45	173,940.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	6,500	4.38	28,470.00	
CHINA HUARONG ASSET MANAGE-H	21,000	1.17	24,570.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	4,000	14.32	57,280.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP	18,000	5.57	100,260.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	23,000	20.95	481,850.00	
CHINA LITERATURE LTD	400	32.70	13,080.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	10,000	4.20	42,000.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	3,000	12.40	37,200.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	9,000	30.00	270,000.00	
CHINA MERCHANTS BANK - H	12,000	39.10	469,200.00	
CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	4,000	12.48	49,920.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	22,900	5.55	127,095.00	
CHINA MOBILE LTD/HK	19,500	62.20	1,212,900.00	
CHINA MOLYBDENUM CO LTD-H	6,000	2.54	15,240.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	12,000	7.18	86,160.00	
CHINA OILFIELD SERVICES-H	4,000	10.80	43,200.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	12,000	26.50	318,000.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	8,600	29.50	253,700.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	78,000	4.45	347,100.00	
CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	14,000	21.30	298,200.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	10,000	1.64	16,400.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	9,000	4.71	42,390.00	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-H	4,000	4.35	17,400.00	
CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	6,500	8.46	54,990.00	
CHINA REINSURANCE GROUP CO-H	13,000	1.26	16,380.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	6,000	45.20	271,200.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	6,000	9.00	54,000.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	4,000	44.60	178,400.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	10,000	34.25	342,500.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	4,000	7.06	28,240.00	

CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	6,000	10.14	60,840.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	10,000	15.26	152,600.00	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	4,000	5.03	20,120.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	4,000	6.82	27,280.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	6,600	19.20	126,720.00	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	42,000	3.15	132,300.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	134,000	1.66	222,440.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	6,000	3.76	22,560.00	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	18,000	7.38	132,840.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	4,700	28.90	135,830.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	5,000	4.07	20,350.00	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	8,000	5.88	47,040.00	
CITIC LTD	19,000	10.26	194,940.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	7,000	15.22	106,540.00	
CNOOC LTD	57,000	12.02	685,140.00	
COSCO PACIFIC LTD	6,000	6.58	39,480.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	28,000	11.18	313,040.00	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	3,000	27.50	82,500.00	
CRRC CORP LTD H	13,000	5.15	66,950.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	4,500	5.29	23,805.00	
DATANG INTL POWER GEN CO-H	10,000	1.50	15,000.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	8,000	7.99	63,920.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	2,400	86.00	206,400.00	
FAR EAST HORIZON LTD	7,000	7.00	49,000.00	
FOSUN INTERNATIONAL	13,000	10.92	141,960.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	3,200	23.25	74,400.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	15,000	15.46	231,900.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	2,000	18.76	37,520.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	4,800	8.58	41,184.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	20,000	0.70	14,000.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	6,500	6.30	40,950.00	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO L	6,000	9.05	54,300.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	8,000	16.94	135,520.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	9,600	8.52	81,792.00	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	3,200	13.02	41,664.00	

GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-H	1,400	12.20	17,080.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	2,000	35.00	70,000.00	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	5,000	22.20	111,000.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	1,000	18.06	18,060.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	10,000	8.18	81,800.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	2,000	51.20	102,400.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	1,000	13.90	13,900.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	14,000	3.67	51,380.00	
HUANENG RENEWABLES CORP-H	8,000	2.99	23,920.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	5,400	12.36	66,744.00	
IND & COMM BK OF CHINA - H	207,000	5.80	1,200,600.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	2,000	10.60	21,200.00	
JIANGXI COPPER CO LTD- H	2,000	9.14	18,280.00	
KAISA GROUP HOLDINGS LTD	7,000	3.36	23,520.00	
KINGBOARD HOLDINGS LIMITED	2,000	22.75	45,500.00	
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	2,500	9.25	23,125.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	7,000	8.42	58,940.00	
KINGSOFT CORP LTD	3,000	18.46	55,380.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	10,000	6.95	69,500.00	
KWG GROUP HOLDINGS LTD	4,000	8.65	34,600.00	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	3,000	5.46	16,380.00	
LEGEND GROUP LTD	22,000	5.78	127,160.00	
LEGEND HOLDINGS CORP-H	1,000	16.20	16,200.00	
LI NING CO LTD	6,000	26.05	156,300.00	
LOGAN PROPERTY HOLDINGS CO L	4,000	12.32	49,280.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	5,500	32.70	179,850.00	
LUYE PHARMA GROUP LTD	2,500	6.47	16,175.00	
MAANSHAN IRON & STEEL- H	6,000	2.78	16,680.00	
MEITU INC	2,500	1.64	4,100.00	
MEITUAN DIANPING-CLASS B	3,200	96.00	307,200.00	
MMG LTD	4,000	1.73	6,920.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	2,200	32.00	70,400.00	
NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	2,000	7.17	14,340.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	3,000	7.90	23,700.00	

PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	23,000	3.24	74,520.00	
PETROCHINA CO LTD-H	64,000	3.72	238,080.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	23,000	9.68	222,640.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	17,500	92.35	1,616,125.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	26,000	5.21	135,460.00	
FUTURE LAND DEVELOPMENT HOLD	4,000	8.39	33,560.00	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	9,500	10.18	96,710.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	4,000	10.08	40,320.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	4,000	2.45	9,800.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	3,000	23.60	70,800.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	1,000	14.38	14,380.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	2,700	14.36	38,772.00	
SHENZHEN INTL HOLDINGS	5,500	16.80	92,400.00	
SHENZHEN INVESTMENT LTD	8,000	3.11	24,880.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	2,400	107.00	256,800.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	3,000	28.45	85,350.00	
SHUI ON LAND LTD	11,500	1.57	18,055.00	
SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	8,000	1.02	8,160.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	22,000	11.68	256,960.00	
SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD	6,000	3.01	18,060.00	
SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	3,000	4.61	13,830.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	24,000	2.16	51,840.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	3,600	26.95	97,020.00	
SINOTRANS LTD	6,000	2.45	14,700.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	2,000	13.56	27,120.00	
SOHO CHINA LTD	4,500	2.84	12,780.00	
SSY GROUP LTD	4,000	6.44	25,760.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	5,500	9.00	49,500.00	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	8,000	37.30	298,400.00	
SUNNY OPTICAL TECH	2,500	129.80	324,500.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	18,000	336.60	6,058,800.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	6,000	12.22	73,320.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	3,000	17.74	53,220.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	2,000	50.55	101,100.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	3,000	7.88	23,640.00	

	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	15,000	6.68	100,200.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	6,000	13.72	82,320.00	
	WUXI APPTec CO LTD-H	560	98.55	55,188.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	2,000	88.50	177,000.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	27,400	8.56	234,544.00	
	XINJIANG GOLDWIND SCI&TEC-H	2,400	9.20	22,080.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	6,000	4.64	27,840.00	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	4,000	6.78	27,120.00	
	YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	1,000	50.40	50,400.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	16,000	1.68	26,880.00	
	YUZHOU PROPERTIES CO	13,000	3.61	46,930.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	3,500	8.31	29,085.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	2,000	7.21	14,420.00	
	ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	700	25.75	18,025.00	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	1,000	27.90	27,900.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	1,700	27.50	46,750.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	18,000	2.86	51,480.00	
	ZTE CORP-H	2,800	22.20	62,160.00	
香港・ドル	小計	2,780,160		29,931,745.00 (415,452,621)	
台湾・ドル	ACER INC	5,000	18.10	90,500.00	
	ADVANTECH CO LTD	1,000	317.00	317,000.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	1,000	444.50	444,500.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	10,000	79.00	790,000.00	
	ASIA CEMENT CORP	7,000	45.05	315,350.00	
	ASUSTEK COMPUTER INC	2,000	237.50	475,000.00	
	AU OPTRONICS CORP	26,000	7.95	206,700.00	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	2,000	278.00	556,000.00	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	25,000	42.70	1,067,500.00	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	4,161	144.00	599,184.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	18,808	22.90	430,703.20	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	4,000	42.45	169,800.00	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	1,005	91.90	92,359.50	
	CHINA AIRLINES LTD	4,000	9.09	36,360.00	
	CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	37,000	9.92	367,040.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	5,300	25.70	136,210.00	
	CHINA STEEL CORP	37,000	23.50	869,500.00	

CHUNGHWA TELECOM CO LTD	12,000	113.00	1,356,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	13,000	18.90	245,700.00	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	60,000	22.25	1,335,000.00	
DELTA ELECTRONICS INC	6,000	139.50	837,000.00	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	33,379	27.65	922,929.35	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	1,000	401.50	401,500.00	
EVA AIRWAYS CORP	3,243	14.15	45,888.45	
EVERGREEN MARINE	3,150	12.50	39,375.00	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	10,000	30.05	300,500.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	4,000	73.60	294,400.00	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	1,100	196.50	216,150.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	32,592	22.90	746,356.80	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	11,000	87.00	957,000.00	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	4,000	96.30	385,200.00	
FORMOSA PLASTICS CORP	14,000	97.40	1,363,600.00	
FORMOSA TAFFETA CO.	1,000	34.00	34,000.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	2,000	67.20	134,400.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	20,000	45.55	911,000.00	
GIANT MANUFACTURING	1,000	218.50	218,500.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	1,000	340.50	340,500.00	
HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	2,000	46.90	93,800.00	
HIWIN TECHNOLOGIES CORP	1,030	258.50	266,255.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	39,200	92.80	3,637,760.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	1,000	579.00	579,000.00	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	22,903	21.90	501,575.70	
INNOLUX CORPORATION	28,000	6.97	195,160.00	
INVENTEC CO LTD	8,000	23.25	186,000.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	7,000	50.40	352,800.00	
MEDIATEK INC	5,000	421.00	2,105,000.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	35,000	30.70	1,074,500.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	2,000	85.70	171,400.00	
NAN YA PLASTICS CORP	17,000	71.90	1,222,300.00	
NANYA TECHNOLOGY CORP	4,000	71.20	284,800.00	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	1,000	282.50	282,500.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	2,000	219.00	438,000.00	
PEGATRON CORP	6,000	70.70	424,200.00	
PHISON ELECTRONICS CORP	1,000	295.50	295,500.00	

POU CHEN	7,000	40.45	283,150.00		
POWERTECH TECHNOLOGY INC	2,000	95.70	191,400.00		
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	2,000	312.00	624,000.00		
QUANTA COMPUTER INC	9,000	63.50	571,500.00		
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	2,000	234.00	468,000.00		
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	1,200	47.40	56,880.00		
RUENTEX INDUSTRIES LTD	600	77.30	46,380.00		
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	31,244	10.15	317,126.60		
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	34,480	12.90	444,792.00		
STANDARD FOODS CORP	1,000	62.60	62,600.00		
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	4,000	37.25	149,000.00		
TAIMED BIOLOGICS INC	1,000	130.50	130,500.00		
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	28,511	14.40	410,558.40		
TAIWAN BUSINESS BANK	8,736	12.50	109,200.00		
TAIWAN CEMENT	15,837	42.10	666,737.70		
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	29,365	21.00	616,665.00		
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	6,000	36.00	216,000.00		
TAIWAN MOBILE CO LTD	5,000	115.00	575,000.00		
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	78,000	315.00	24,570,000.00		
TATUNG CO LTD	6,000	20.95	125,700.00		
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	10,000	52.10	521,000.00		
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	15,000	74.00	1,110,000.00		
UNITED MICROELECTRONICS CORP	37,000	14.55	538,350.00		
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	2,000	66.50	133,000.00		
WALSIN TECHNOLOGY CORP	1,000	167.50	167,500.00		
WIN SEMICONDUCTORS CORP	1,000	325.00	325,000.00		
WINBOND ELECTRONICS CORP	5,000	17.00	85,000.00		
WISTRON CORP	9,146	29.25	267,520.50		
WPG HOLDINGS LTD	2,760	38.30	105,708.00		
YAGEO CORPORATION	1,000	323.50	323,500.00		
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	30,000	19.85	595,500.00		
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	1,000	140.00	140,000.00		
台湾・ドル 小計	993,750		65,106,525.20 (231,779,229)		
南アフリカ・ランド	ABSA GROUP LTD	2,216	163.39	362,072.24	
	ANGLO PLATINUM LTD	240	1,212.00	290,880.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	1,292	291.54	376,669.68	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	961	122.36	117,587.96	
	BID CORP LTD	1,065	344.17	366,541.05	

BIDVEST GROUP LTD	883	218.65	193,067.95	
CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	131	1,473.00	192,963.00	
CLICKS GROUP LTD	796	257.98	205,352.08	
DISCOVERY HOLDINGS LIMITED	1,109	130.36	144,569.24	
EXXARO RESOURCES LTD	783	130.92	102,510.36	
FIRSTRAND LTD	10,343	68.55	709,012.65	
GOLD FIELDS LTD	3,120	80.43	250,941.60	
INVESTEC LTD	921	84.98	78,266.58	
KUMBA IRON ORE LTD	214	379.72	81,260.08	
LIBERTY HOLDINGS LTD	231	115.00	26,565.00	
LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDIN	4,021	24.83	99,841.43	
MOMENTUM METROPOLITAN HOLDINGS LTD	1,761	21.15	37,245.15	
MR PRICE GROUP LTD	673	164.20	110,506.60	
MTN GROUP LTD	5,409	96.40	521,427.60	
MULTICHOICE GROUP LTD	1,332	124.87	166,326.84	
NASPERS LTD-N SHS	1,897	2,248.02	4,264,493.94	
NEDBANK GROUP LTD	1,237	238.76	295,346.12	
NEPI ROCKCASTLE PLC	1,158	126.93	146,984.94	
NETWORK HEALTHCARE HOLDINGS	3,569	19.26	68,738.94	
OLD MUTUAL LTD	15,106	19.97	301,666.82	
PICK N PAY STORES LTD	671	70.41	47,245.11	
PSG GROUP LTD	405	238.61	96,637.05	
RAND MERCHANT INVESTMENT HOL	5,152	31.10	160,227.20	
REINET INVESTMENTS SCA	328	291.77	95,700.56	
REMGRO LTD	1,616	184.70	298,475.20	
RMB HOLDINGS LTD	2,186	83.16	181,787.76	
SANLAM LIMITED	6,848	82.64	565,918.72	
SAPPI LIMITED	1,124	39.92	44,870.08	
SASOL LTD	1,791	285.00	510,435.00	
SHOPRITE HOLDINGS LTD	1,476	136.51	201,488.76	
SPAR GROUP LIMITED/THE	596	210.85	125,666.60	
STANDARD BANK GROUP LTD	4,192	177.57	744,373.44	
TELKOM SA SOC LTD	465	52.63	24,472.95	
THE FOSCHINI GROUP LTD	712	161.00	114,632.00	
TIGER BRANDS LTD	508	235.79	119,781.32	
TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	891	53.45	47,623.95	
VODACOM GROUP LTD	2,030	130.27	264,448.10	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	2,935	58.73	172,372.55	
南アフリカ・ランド 小計	94,394		13,326,994.20 (97,953,407)	
合計	8,460,576		1,850,663,620 (1,850,663,620)	

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI QATAR CP ETF	10,846.00	191,355.97	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	15,100.00	456,171.00	
		ISHARES MSCI UAE CAPPED ETF	9,704.00	133,527.04	
	アメリカ・ドル	小計	35,650.00	781,054.01 (84,830,276)	
投資信託受益証券	合計		84,830,276 (84,830,276)		
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	8,900.00	266,466.00	
		メキシコ・ペソ	小計	8,900.00	266,466.00 (1,494,874)
	南アフリカ・ランド	FORTRESS REIT LTD-A	3,798.00	77,517.18	
		GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	9,053.00	205,955.75	
		REDEFINE PROPERTIES LTD	29,258.00	245,767.20	
	南アフリカ・ランド	小計	42,109.00	529,240.13 (3,889,915)	
投資証券	合計		5,384,789 (5,384,789)		
合計			90,215,065 (90,215,065)		

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 54銘柄 投資信託 3銘柄 受益証券	11.32% -%	-% 3.93%	-% -%	16.98%
イギリス・ポンド	株式 1銘柄	0.05%	-%	-%	0.06%
インド・ルピー	株式 79銘柄	7.78%	-%	-%	8.66%
インドネシア・ルピア	株式 26銘柄	1.81%	-%	-%	2.01%
オフショア・人民元	株式 68銘柄	2.26%	-%	-%	2.52%
コロンビア・ペソ	株式 9銘柄	0.36%	-%	-%	0.40%
タイ・バーツ	株式 36銘柄	2.41%	-%	-%	2.69%
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.12%	-%	-%	0.13%
チリ・ペソ	株式 17銘柄	0.73%	-%	-%	0.81%
トルコ・リラ	株式 16銘柄	0.51%	-%	-%	0.56%
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.27%	-%	-%	0.30%
フィリピン・ペソ	株式 23銘柄	0.96%	-%	-%	1.07%
ブラジル・レアル	株式 56銘柄	6.40%	-%	-%	7.12%
ポーランド・ズロチ	株式 19銘柄	0.86%	-%	-%	0.96%
マレーシア・リンギット	株式 43銘柄	1.76%	-%	-%	1.96%
メキシコ・ペソ	株式 24銘柄 投資証券 1銘柄	2.13% -%	-% -%	-% 0.07%	2.45%
ユーロ	株式 6銘柄	0.30%	-%	-%	0.34%
韓国・ウォン	株式 113銘柄	11.12%	-%	-%	12.38%
香港・ドル	株式 195銘柄	19.23%	-%	-%	21.41%
台湾・ドル	株式 86銘柄	10.73%	-%	-%	11.94%
南アフリカ・ランド	株式 43銘柄 投資証券 3銘柄	4.53% -%	-% -%	-% 0.18%	5.25%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

中間財務諸表

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2019年11月21日から2020年5月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【DCニッセイ新興国株式インデックス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2019年11月20日現在)	第2期中間計算期間 (2020年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	551	1,203
コール・ローン	22,178	33,449
親投資信託受益証券	16,063,995	28,694,955
未収入金	63,278	85,432
流動資産合計	16,150,002	28,815,039
資産合計	16,150,002	28,815,039
負債の部		
流動負債		
未払解約金	62,279	83,690
未払受託者報酬	1,557	2,403
未払委託者報酬	21,581	33,109
その他未払費用	733	1,136
流動負債合計	86,150	120,338
負債合計	86,150	120,338
純資産の部		
元本等		
元本	15,027,410	30,651,827
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,036,442	1,957,126
純資産合計	16,063,852	28,694,701
負債純資産合計	16,150,002	28,815,039

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 (自2018年12月19日 至2019年6月18日)	第2期中間計算期間 (自2019年11月21日 至2020年5月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	287,872	2,538,778
営業収益合計	287,872	2,538,778
営業費用		
受託者報酬	257	2,403
委託者報酬	3,883	33,109
その他費用	78	1,136
営業費用合計	4,218	36,648
営業利益又は営業損失()	292,090	2,575,426
経常利益又は経常損失()	292,090	2,575,426
中間純利益又は中間純損失()	292,090	2,575,426
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	65,188	809,980
期首剰余金又は期首欠損金()	-	1,036,442
剰余金増加額又は欠損金減少額	498,876	320,838
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	498,876	320,838
剰余金減少額又は欠損金増加額	115,097	1,548,960
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115,097	1,548,960
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	156,877	1,957,126

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2019年11月20日現在	第2期中間計算期間 2020年5月20日現在
1. 受益権総口数	15,027,410口	30,651,827口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損		1,957,126円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0690円 (10,690円)	0.9361円 (9,361円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2019年11月20日現在	第2期中間計算期間 2020年5月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第1期	第2期中間計算期間
	2019年11月20日現在	2020年5月20日現在
期首元本額	1,000,000円	15,027,410円
期中追加設定元本額	26,189,929円	36,798,302円
期中一部解約元本額	12,162,519円	21,173,885円

<参考>

開示対象ファンド（DCニッセイ新興国株式インデックス）は、「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ新興国株式インデックス マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	2019年11月20日現在	2020年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	71,199,703	25,970,141
金銭信託	2,081,042	5,767,307
コール・ローン	83,698,699	160,375,263
株式	1,850,663,620	1,706,742,792
投資信託受益証券	84,830,276	77,833,811
投資証券	5,384,789	1,875,411
派生商品評価勘定	5,466,152	28,289,842
未収入金	1,096,470	13,908
未収配当金	1,291,471	1,669,841
差入委託証拠金	69,546,063	80,272,350
流動資産合計	2,175,258,285	2,088,810,666
資産合計	2,175,258,285	2,088,810,666
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	409,423	129,036
未払金	17,248	-
未払解約金	14,311,923	2,285,826
その他未払費用	658	155
流動負債合計	14,739,252	2,415,017
負債合計	14,739,252	2,415,017
純資産の部		
元本等		
元本	2,309,692,542	2,542,798,163
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,173,509	456,402,514
純資産合計	2,160,519,033	2,086,395,649
負債純資産合計	2,175,258,285	2,088,810,666

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2019年11月20日現在	2020年5月20日現在
1. 受益権総口数	2,309,692,542口	2,542,798,163口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	149,173,509円	456,402,514円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9354円 (9,354円)	0.8205円 (8,205円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月20日現在	2020年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	2019年11月20日 現在				2020年5月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	36,863,086	-	36,870,106	7,020	-	-	-	-
アメリカ・ドル	36,859,164	-	36,866,200	7,036	-	-	-	-
ブラジル・レアル	3,922	-	3,906	16	-	-	-	-
買 建	74,649,899	-	74,386,870	263,029	161,672,689	-	162,434,650	761,961
アメリカ・ドル	74,649,899	-	74,386,870	263,029	161,672,689	-	162,434,650	761,961
合計	111,512,985	-	111,256,976	270,049	161,672,689	-	162,434,650	761,961

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

種類	2019年11月20日 現在				2020年5月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	178,059,035	-	183,385,812	5,326,777	270,042,862	-	297,441,708	27,398,846
合計	178,059,035	-	183,385,812	5,326,777	270,042,862	-	297,441,708	27,398,846

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年11月20日現在	2020年5月20日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	1,844,866,571円	2,309,692,542円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,061,417,332円	793,374,822円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	596,591,361円	560,269,201円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ新興国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	787,226,995円	602,829,822円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ新興国株式インデックスファンド	1,413,724,632円	1,842,033,125円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式)	49,901,389円	12,355,399円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)	7,015,043円	9,428,173円
ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)	2,005,205円	2,635,809円
<購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(8資産均等型)	32,645,881円	38,543,312円
DCニッセイ新興国株式インデックス	17,173,397円	34,972,523円
計	2,309,692,542円	2,542,798,163円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DCニッセイ新興国株式インデックス」

(2020年5月29日現在)

資産総額	37,804,865円
負債総額	125,833円
純資産総額(-)	37,679,032円
発行済数量	40,409,429口
1口当たり純資産額(/)	0.9324円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	400	63,097
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	127	26,378
単位型公社債投資信託	0	0
合計	527	89,476

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		18,401,863		28,674,230
有価証券		8,008,550		6,301,326
前払費用		608,442		546,666
未収委託者報酬		4,705,229		4,882,250
未収運用受託報酬		1,911,554		2,039,974
未収投資助言報酬		168,445		174,892
その他		31,744		50,572
流動資産合計		33,835,830		42,669,914
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	72,641	1	98,471
車両	1	3,268	1	2,180
器具備品	1	95,277	1	142,866
有形固定資産合計		171,187		243,517
無形固定資産				
ソフトウェア		968,052		969,528
ソフトウェア仮勘定		24,478		216,033
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		1,000,545		1,193,575
投資その他の資産				
投資有価証券		36,902,679		33,634,499
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		167,886		-
差入保証金		293,513		303,875
繰延税金資産		1,066,925		1,292,446
その他		87,940		17,821
投資その他の資産合計		38,585,168		35,314,867
固定資産合計		39,756,901		36,751,960
資産合計		73,592,732		79,421,875

負債の部

流動負債

預り金	65,641	45,856
未払収益分配金	6,368	5,643
未払手数料	1,736,084	1,633,415
未払運用委託報酬	702,648	810,981
未払投資助言報酬	723,039	852,782
その他未払金	461,392	3,591,122
未払費用	113,233	146,706
未払法人税等	1,996,248	686,983
賞与引当金	853,083	975,373
その他	289,152	544,366
流動負債合計	6,946,893	9,293,232

固定負債

退職給付引当金	1,801,748	1,950,746
役員退職慰労引当金	22,500	22,700
固定負債合計	1,824,248	1,973,446

負債合計

負債合計	8,771,142	11,266,679
------	-----------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	45,192,421	48,745,315
利益剰余金合計	45,872,228	49,425,122
株主資本合計	64,154,068	67,706,962

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	711,399	512,183
繰延ヘッジ損益	43,878	63,949
評価・換算差額等合計	667,521	448,234

純資産合計

純資産合計	64,821,590	68,155,196
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	73,592,732	79,421,875
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	26,471,631	27,088,982
運用受託報酬	11,784,292	13,165,624
投資助言報酬	610,372	677,248
その他営業収益	16,907	2,000
営業収益計	38,883,204	40,933,856
営業費用		
支払手数料	11,518,158	11,090,478
広告宣伝費	23,965	25,032
公告費	130	-
調査費	5,954,296	6,466,222
支払運用委託報酬	1,695,119	1,866,932
支払投資助言報酬	3,019,717	3,238,306
委託調査費	106,467	125,262
調査費	1,132,991	1,235,721
委託計算費	229,936	249,653
営業雑経費	812,655	929,200
通信費	49,932	47,749
印刷費	190,576	189,820
協会費	34,445	38,958
その他営業雑経費	537,701	652,672
営業費用計	18,539,142	18,760,587
一般管理費		
役員報酬	137,828	142,108
給料・手当	3,685,286	3,934,995
賞与引当金繰入額	851,086	974,031
賞与	279,376	285,503
福利厚生費	710,135	762,163
退職給付費用	311,969	307,637
役員退職慰労引当金繰入額	8,350	7,000
役員退職慰労金	150	30
その他人件費	151,765	172,763
不動産賃借料	673,220	682,105
その他不動産経費	30,378	31,283
交際費	29,832	28,014
旅費交通費	209,373	170,993
固定資産減価償却費	405,606	442,697
租税公課	325,740	341,195
業務委託費	261,111	291,579
器具備品費	332,440	354,221
保険料	52,393	46,549
諸経費	189,822	225,408
一般管理費計	8,645,865	9,200,283
営業利益	11,698,196	12,972,984
営業外収益		
受取利息	573	1,176
有価証券利息	24,008	12,651
受取配当金	124,674	200,028

金融派生商品収益	35,286		14,042
為替差益	22,977		-
その他営業外収益	14,395		13,606
営業外収益計	221,915		241,504
営業外費用			
為替差損	-		27,288
金融派生商品費用	20,127		9,593
控除対象外消費税	17,501		5,453
その他営業外費用	1,080		8,493
営業外費用計	38,709		50,829
経常利益	11,881,403		13,163,659
特別利益			
投資有価証券売却益	655,395		4,459
投資有価証券償還益	46,876		1,744
特別利益計	702,272		6,204
特別損失			
投資有価証券売却損	81,265		72,045
投資有価証券償還損	68,047		4,115
固定資産除却損	1	1,089	1
事故損失賠償金	2	511	2
特別損失計	150,913		88,934
税引前当期純利益	12,432,761		13,080,929
法人税、住民税及び事業税	3,862,523		4,134,957
法人税等調整額	43,320		106,970
法人税等合計	3,905,844		4,027,986
当期純利益	8,526,917		9,052,942

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,067,603	5,067,603	5,067,603
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,526,917	8,526,917	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,459,314	3,459,314	3,459,314
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,067,603
当期純利益	-	-	-	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	68,039	48,515	116,554	116,554
当期変動額合計	68,039	48,515	116,554	3,342,759
当期末残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	9,052,942	9,052,942	9,052,942
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,552,893	3,552,893	3,552,893
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
当期純利益	-	-	-	9,052,942
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	199,216	20,071	219,287	219,287
当期変動額合計	199,216	20,071	219,287	3,333,606
当期末残高	512,183	63,949	448,234	68,155,196

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8．連結納税	日本生命保険相互会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

（会計上の見積りの変更）

（退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更）

年俸制適用者について、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。この変更は、従業員数が増加したことに伴い、退職給付債務の金額の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算を適正化するために行ったものであります。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が54,100千円減少し、同額を一般管理費の退職給付費用より減額しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

（2）適用予定日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用年月日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	325,809千円	310,385千円
車両	3,460	4,549
器具備品	474,339	394,258
計	803,609	709,193

（損益計算書関係）

1．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物附属設備	- 千円	4,181千円
器具備品	623	4,240
ソフトウェア	465	-
計	1,089	8,422

2．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2018年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

2019年3月19日開催の臨時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当財産の種類	投資有価証券
配当財産の帳簿価額	67,500千円
譲渡株数	1,350株
1株当たり配当額	-

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2019年6月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,401,863	18,401,863	-
有価証券			
満期保有目的の債券	2,199,830	2,205,940	6,109
その他有価証券	5,808,720	5,808,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,649,504	17,681,300	31,795
その他有価証券	19,253,174	19,253,174	-
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	47,244	47,244	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	28,674,230	28,674,230	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,301,326	6,307,330	6,003
投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,547,229	11,546,970	259
その他有価証券	22,087,270	22,087,270	-
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	10,218	10,218	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示してあります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
関係会社株式	66,222	66,222

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	18,401,863	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	2,200,000	17,650,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	7,033,352	15,714,537	2,156,988	138,951
合計	27,635,215	33,364,537	2,156,988	138,951

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	28,674,230	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,300,000	11,550,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,148,442	12,928,752	2,006,497	-
合計	41,122,673	24,478,752	2,006,497	-

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	18,749,335	18,787,460	38,124
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,749,335	18,787,460	38,124
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,099,780	220
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,099,780	220
合計		19,849,335	19,887,240	37,904

当事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	11,798,934	11,806,740	7,805
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	11,798,934	11,806,740	7,805
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,049,621	6,047,560	2,061
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,049,621	6,047,560	2,061
合計		17,848,556	17,854,300	5,743

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,808,720	5,801,046	7,673
	国債・地方債等	5,808,720	5,801,046	7,673
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	13,421,370	12,553,359	868,010
	小計	19,230,090	18,354,406	875,684
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,831,804	5,981,670	149,865
	小計	5,831,804	5,981,670	149,865
合計		25,061,894	24,336,076	725,818

当事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等			
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	14,350,630	13,532,359	818,270
	小計	14,350,630	13,532,359	818,270
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	7,736,640	8,140,850	404,209
	小計	7,736,640	8,140,850	404,209
	合計	22,087,270	21,673,209	414,060

(注1) 投資信託受益証券等であります。

(注2) 関係会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,232,532	655,395	81,265
合計	2,232,532	655,395	81,265

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	1,650,233	4,459	72,045
合計	1,650,233	4,459	72,045

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,909,028	-	47,244
合計			1,909,028	-	47,244

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,860,993	-	10,218
合計			1,860,993	-	10,218

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 〇 で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職及び一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、従来まで簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりましたが、対象従業員が300人を超えたため、当事業年度末より原則法に変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 千円	- 千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	1,887,492
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	-	54,100
退職給付債務の期末残高	-	1,833,391

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,682,532 千円	1,801,748 千円
退職給付費用	229,805	274,595
退職給付の支払額	110,589	71,495
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	1,887,492
退職給付引当金の期末残高	1,801,748	117,355

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,801,748 千円	1,950,746 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,801,748	1,950,746
退職給付引当金	1,801,748	1,950,746
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,801,748	1,950,746

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	229,805 千円	274,595 千円
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	-	54,100
確定給付制度に係る退職給付費用	229,805	220,494

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
割引率	- %	0.32 %

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において58,788千円、当事業年度において62,535千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	261,214 千円	298,659 千円
未払事業税	119,420	130,502
退職給付引当金	551,695	597,318
税務上の繰延資産償却超過額	6,126	4,337
役員退職慰労引当金	6,889	6,950
投資有価証券評価差額	88,160	254,174
その他	62,896	82,112
小計	1,096,402	1,374,055
評価性引当額	9	19
繰延税金資産合計	1,096,393	1,374,036
繰延税金負債		
特別分配金否認	5,022	3,682
投資有価証券評価差額	24,444	77,906
繰延税金負債合計	29,467	81,589
繰延税金資産(は負債)の純額	1,066,925	1,292,446

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下
 であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等
前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,299,726	未収運用受託報酬	762,239
								投資助言報酬の受取	130,542	未収投資助言報酬	11,530

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,360,908	未収運用受託報酬	802,463
								投資助言報酬の受取	130,557	未収投資助言報酬	11,984
								連結納税	3,123,434	その他未払金	3,123,434

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場)

（ 1株当たり情報 ）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	597,720円47銭	628,459円68銭
1株当たり当期純利益金額	78,626円78銭	83,477円26銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
当期純利益	8,526,917千円	9,052,942千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	8,526,917千円	9,052,942千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- a. 名称
三菱UFJ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
2020年3月末現在、324,279百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

- a. 名称
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
2020年3月末現在、10,000百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(資本金の額：2020年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	
日本生命保険相互会社	1,400,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を108,448株（持株比率100%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
- コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
- ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ新興国株式インデックスの2018年12月19日から2019年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ新興国株式インデックスの2019年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年7月6日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕 晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ新興国株式インデックスの2019年11月21日から2020年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCニッセイ新興国株式インデックスの2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年11月21日から2020年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。